

平成 23 年第 2 回多賀城市議会定例会会議録（第 5 号）

平成 23 年 6 月 28 日（火曜日）

◎出席議員（22 名）

議長 石橋 源一

1 番 柳原 清 議員

2 番 佐藤 恵子 議員

3 番 深谷 晃祐 議員

4 番 伏谷 修一 議員

5 番 米澤 まき子 議員

6 番 金野 次男 議員

7 番 森 長一郎 議員

8 番 雨森 修一 議員

9 番 板橋 恵一 議員

10 番 藤原 益栄 議員

11 番 戸津川 晴美 議員

12 番 中村 善吉 議員

13 番 吉田 瑞生 議員

14 番 相澤 耀司 議員

15 番 松村 敬子 議員

16 番 根本 朝栄 議員

17 番 尾口 好昭 議員

18 番 昌浦 泰己 議員

19 番 阿部 五一 議員

20 番 小嶋 廣司 議員

21 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長(兼)総務部長(兼)総務部次長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長(兼)会計管理者(兼)会計課長 菅野 昌彦

総務課長 竹谷 敏和

市民経済部長 永澤 雄一

保健福祉部長 内海 啓二

建設部長 佐藤 昇市

市民経済部理事(兼)市民経済部次長(兼)生活環境課長 伊藤 一雄

保健福祉部理事(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 紺野 哲哉

建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長 鈴木 裕

市長公室震災復興推進局長 鈴木 学

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 木村 修

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

水道事業管理者 佐藤 敏夫

上水道部次長(兼)工務課長 櫻井 友巳

市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 伊藤 敏明

参事(兼)局長補佐 吉田 真美

主幹 櫻井 道子

午前 10 時 00 分 開議

○議長(石橋源一)

皆さん、おはようございます。

3月11日未曾有の大震災発災より、本日110日目でございます。これから復旧・復興に向けての道のりは大変長うございますけれども、本日は本会議5日目でございますので、どうぞ、慎重なる御審議を賜りますようお願いを申し上げます。あいさつとさせていただきます。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第5号のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石橋源一）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において阿部五一議員及び小嶋廣司議員を指名いたします。

日程第 2 一般質問

○議長（石橋源一）

日程第 2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

3 番深谷晃祐議員の登壇を許します。深谷議員。

（3 番 深谷晃祐議員登壇）

○3 番（深谷晃祐議員）

3 月 11 日に発災いたしました東日本大震災においてお亡くなりになった方々に哀悼の意を申し上げます。あわせて津波や家屋の倒壊など甚大な被害を受けた方々にも衷心よりお見舞い申し上げます。

未曾有の大災害より 3 カ月半が過ぎました。地震から数時間後に見た当市の悲惨な状況が今でも忘れられません。同時に、必ず復活し、今までよりももっともっとすばらしいまちになるよう行動しなければいけないことを強く胸に刻みました。

多賀城市の復興に向けて質問させていただきます。

工業団地（宮内地区等準工業地域を含む）の復興に向けての具体案について現時点ではどのようにお考えか。

市長は、多賀城市の心臓部とも言える工業団地をどのように復興、再生していこうとお考えですか。また、宮内地区などの準工業団地の未来をどのようにお考えですか。今後のまちづくりを進めていく上で、市長の姿勢は極めて明確なものでなければならぬと考えております。それは市長が政治家であるということです。同時に、我々議員も含めて市民の負託を得ております。市民の皆様からこのまちをよくしてほしい、住みやすいまちにしてほしいという思いです。市長は震災以前より「ガバメントからガバナンス」というスタンスで市政運営に取り組んでまいられたと思います。しかし、それは平常時であるからその姿勢であると私は考えております。

議会が震災以降行っていた委員会において、市長がおっしゃっていた浸水地域の区長と懇談会を通して復興の協議を行うと言っておられましたが、今現在浸水地区の懇談会はどのようにお進みでしょうか。私も震災以降毎日浸水地区の支援活動をしておりました。そのとき市民は口をそろえて、多賀城市がこれからこの地区をどう考えているのかがわからない、多賀城は工業団地を見捨てたのか、これが市民や工業団地の方々の生の声です。

市長はトップダウン型でぐいぐい引っ張るタイプの政治家ではなく、協議を重ねみんなと一緒にまちづくりを進める調整型であることは言うまでもありません。しかし、この未曾有の大震災です。決断の時期がおくれることによる市民の不安や影響、中小零細企業を含めた商工業、まちづくりを進めていく上では多大な影響が生じることは否めません。調整

型が悪いというのではございません。市民の意見を聞く土台、いわばたたき台をより具体的に示し、その上に立って調整を図るという手法をとっていただきたいのです。

現に、明月や宮内などの準工業団地にお住まいの方々はこのお話をされておりました。この地に再度家を建てたりリフォームをすることを許可してくれるのだろうか。我が家をお金をかけてリフォームしても、防災移転や危険区域の指定により住めなくなったのでは、せっかくいただいた義援金などが無駄になってしまう。こういった声もあります。

また、ホームページ上で復興検討委員会のたたき台は確認させていただきました。あの文章がたたき台として掲げているのであれば、市民にはもう少しわかりやすい青図面で提示をし、その上で市民の意見を吸い上げるという手法の方が前に進むと考えております。市民の意見を盛り込んだ計画を立てるとするのはそういうことであろうと思います。市長は有権者から選ばれた立場であります。今こそその手腕を全力で発揮すべきであると考えております。

多賀城市の強い防災についてでございますが、今回の大震災で防災計画の大幅な見直しが必要であることは言うまでもございません。1次避難所と指定避難所の課題、補正予算特別委員会でも取り上げさせていただきました。これらは地域に住んでいる方の認識もでございますが、1次避難所が結果として通常の避難所と同じように利用されたことを考えれば、1次避難所というのは廃止し、指定避難所として認定することが、今後予想される強い余震、また未曾有の災害に備える手段であると考えますが、いかがでしょうか。

また、確認ですが、6月23日19時過ぎに震度4の地震が観測されました。多賀城市では災害警戒本部は設置いたしましたでしょうか。

私の1回目の質問を終わります。

○議長（石橋源一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

深谷議員の御質問にお答え申し上げます。

1点目の多賀城市の復興に関し三つの視点から御質問がありましたが、それぞれ関連しますのでまとめてお答え申し上げたいと思います。

私は、本市がここまで発展できた大きな要因の一つとして、多くの企業が仙台港の発展に伴って立地していただいたことに常々思っております。こうした思いから、震災後何度も工業地帯に足を運び現状を把握するとともに、各企業に対して本市にて再興されますよう要望してまいりました。残念ながら本市から撤退する企業もあるようですが、ある工場では震災によって柱だけが残った姿を見て、柱が残っている、ここでもう一度再興しようと言っていた企業もありました。このように言っていた企業やこれまで支えていただいた企業の皆さんに対し、私は今後も安心して経済活動ができるような施策を盛り込んだ復興計画を実現させる責務があると思っております。具体的な検討はこれからでございますが、既存の企業の再建に必要なインフラ整備や規制緩和、従業員を守る避難路や避難場所の確保など、確かな裏づけを持った具体策を復興計画に盛り込んでいきたいと考えております。

また、工場地帯のみならず、本市を震災前以上の活気と活力に満ちあふれたまちとして再興させるために、何よりも安全安心なまちとして多賀城市を選び、住民の皆様に住み続けていただくことが大事であると認識しております。

深谷議員からの御提言では、まず議論のたたき台を用意すべきとのことですが、現在、多賀城市復興検討委員会において議論のたたき台となる復興ビジョンの検討・提言をお願いしているところでございます。その中で、私としてはぜひとも今回の未曾有の災害を生き抜き残された者の使命として、この津波から得た教訓、体験、防災の知恵を後世に伝えるとともに世界に発信する施設として、国立の津波震災ミュージアムと防災教育研修施設を誘致し、既存の東北歴史博物館をあわせて国立化することを盛り込みたいと考えております。

今後は提言を受けたそのたたき台をベースに、庁内において復興ビジョン素案として整理いたしまして、8月ごろには議員の皆様を初め、市民の皆様方に広く提案し、市民協働の視点で復興計画づくりを進めてまいりますので、深谷議員を初め、議員各位の格別なる御支援、御協力を改めてお願い申し上げたいと思っております。

次に、2点目の防災対策の見直しについてでございますが、今回の大震災は多賀城市地域防災計画で想定されたものをはるかにしのぐ規模と強さであり、事前に準備していた対策のほとんどが機能し得なかったことは否めない事実でございます。この経験を踏まえ、多くの改善点や反省点を見出せましたので、今後の災害に備え早急に多賀城市地域防災計画の見直し作業に着手してまいります。

具体的には、避難所の見直しや津波避難ビルの選定、情報伝達手段の見直しなど、まずできるものから早急に対策を図りたいと考えております。また、将来的には国土交通省、宮城県、周辺市町村との調整を図りながら、多重防御計画を検討し防災訓練、防災講話を実施するなど減災へ向けて鋭意取り組んでまいりたいと思っております。

深谷議員から質問受けましたけれども、深谷議員からいただいた事前の通告とはちょっと違った先ほど御質問あったやに思いましたので、もし足りない分がありましたら再度質問いただければと思います。以上です。

○議長（石橋源一）

深谷議員。

○3番（深谷晃祐議員）

まず、通告に載っていなかった部分は、通告以後に地震が発生したということがあったので、6月23日の時点ではもう通告が終わっていたので、その警戒本部についてはそのときに聞いてみようということで思いついた部分だったのでお伺いしました。その強い防災という意味で、そこからお伺いしたいと思っております。

なぜその6月23日の地震のときに警戒本部の方を設置したかという質問をした内容でございますが、塩竈市では震度4ということで警戒本部を設置しておりました。職員には自宅待機という命令が出ていました。先日の質問で、多分吉田議員の方から地震計の場所の移動ということがあったと思うんですけども、警戒本部の方の設置基準として多賀城市の防災計画の中であるのは、震度4以上であれば災害対策会議を開いて警戒本部を設置して、そこから災害対策本部というふうになっているんですね。なので、震度というのは大変大きな意味を持っているものだと考えております。

さらに、塩竈市の方で設置して、多賀城市は震度3というふうに出ているので設置していない。基準に沿った格好でいいと思うんですけども、その震度3と震度4の違いというのは小数点の繰り上げ繰り下げで、四捨五入で変わってくるような数字でございますので、やはりそういった部分、例えば3.4であれば3、3.6であれば4、その0.2~3の差で設置するかしないか、その会議を開くか開かないかということが決定されるわけですよね。

であれば、その部分については例えば今宮城県中部地域の中での枠組みでやっているものをこの2市3町内で、なぜ塩竈が開いて多賀城が警戒本部を開かないのか、設置しないのかということが疑問に思われぬように、そういった情報を2市3町で共有しながらやっていく方がいいのではないのかなと。そういったことも今後の防災計画に盛り込んでいただきたいというふうに思います。これはぜひお願いしたいというふうに思います。なので、御回答をお願いします。

それから、1次避難所、指定避難所の課題でございますが、これは私の住んでいる高橋地区の生活センター、あそこは1次避難所ということで補正予算の委員会の方でもお話しさせていただきましたが、結果としてあそこが避難所として使われた経過がございます。また、当日3月11日の雪が降る中、高橋生活センターに移動した方々が帰されて、山王小学校に行ってくださいというふうに言われた経過もございます。地域の方々ややはりそういった部分の認識をちゃんとしていないとだめな部分はわかるのですが、周知周知と言っても、その職員の方々に限界もあるというふうな部分もわかります。ですので、やはりあいつた1次避難所というものを、ちょっと今回の震災を契機に指定の避難所として、その1次避難所で例えば水を出すなり食糧の提供はそこでするなりというような、避難所としての役割を1次避難所から指定避難所の方に変えろとか、指定避難所という中での見直しをしろとか、やはりそういう部分もちょっと考えられるのではないかなというふうに思いますので、それもお願いしたいと思います。これも回答ください。

それから、工業団地についてですが、今の市長の答弁が要するに広過ぎて意味がわからない。多賀城の工業団地をどういうふうにしたいのか、宮内地区をどういうふうにまちづくりを行っていくのか、そこについての明確な御答弁が私には感じられませんでした。市長は、補正予算でつけた中小等経営再建事業、また震災復興企業支援事業、これらは工業団地の方々にきめ細やかな支援をしていくということで補正予算で議会にかかりました。なぜ工業団地の再興に向けて、こういったメッセージをこういった場でどんどん発信していただけないのでしょうか。やはり市長が、補正予算のときもさんざん言いましたが、やはり市長の口から言われるということが違うんです。なので、市長の口から聞きたいんです。

ですので、そのきめ細やかなサービスをするまちづくり、工業団地にはこういう手当てをしていく。そして、その地域にお住まいの方々にはまちづくりを今後こういうふうにしていくから、していきたいんだけど皆さんの理解は得られますかと。また、私のトップダウンではだめだから皆さんの思いをこういうふうに、じゃ、ここにはやはりこういうふうな場所、でも実はここに住みたい、それはアンケートという手法で今後とっていくというのはわかるんですが、アンケートでとる前に市長はどうしたいのかという部分が、やはりもう少し明確にメッセージをいただきたいというふうに思いますので、御回答いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（石橋源一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

深谷議員から3点ほど御質問いただきましたけれども、震度の関係でございますけれども、これは2市3町で共有するというのはちょっと無理だと私は思っております。というのは、それぞれ自治体でございますし、それぞれの置かれたところが違っているという、また地質的なこと、例えば活断層の利府長町活断層なんていうのもありますし、それぞれ各自治体が独立しているということもございますから、ちょっとその辺は無理があるんじゃないかなと思います。この件に関して、震度の違い等ちょっと細かいところがありますから、本来なら総務部長から答弁させるところですけども、副市長から後ほど答弁させたいと思います。

それから、2番目の1次避難所、2次避難所、1次避難所から2次避難所へということでございますけれども、恐らく高橋の方々が山王小学校に行ってくださいと言われたのは、備蓄の問題があったからでないかなというふうに思いますね。要するに食糧等、高橋ではどのくらいあったかちょっとその辺は私はわかりませんが、各2次避難所にはそれなりの食糧等の備えがあるから行ってくださいということではなかったのではないかなというふうに思います。もし違いがあれば……市民経済部長か、副市長からちょっとその辺も答えさせます。

宮内地区の問題でございますけれども、私は宮内の方から何人かに泣きながら、市長さん、私はあそこにもう帰れないわと言われたこと、2人ほどありました。それだけ宮内は大変で悲惨な状態、現場に最初行ったときも足が踏み入れられない状態、深谷議員はどこまで行ったかわかりませんが、八幡神社の境内にも入れない、あそこの道路から先にはまちの中に進めない状態だったことは否めない事実です。本当に建設業界の方々が重機を持ってきて、やっとなんか片づけてからじゃないとたしか入れなかったんじゃないかなと、そんな記憶が私にはあります。

やはりあそこは工業専用地域の中の工場地帯、工業地域だからうちが建ったんですね。工業専用地域であれば住宅は建ちません。ただちょっと聞いた話ですけども、歴史的な経緯を言いますと、あそこは住まいにしていた方がいたから工業地域にしたんだという経緯もあったやに聞いております。

私思うのは、やはり国の政策が、私、国会議員の先生方にも何回も言っていますけれども、仙台港をどうやって今後津波から守るかということをご自分でやりますよという指針をぜひ示していただきたい。そうじゃないと工業地域もだめですし、宮内も当然最先端、工業地域と一緒にいるようなものですから。ただ最終的にはこれはアンケート、要するに宮内の方々が、それはお一人お一人の問題でございますけれども、もう一度あそこの場に住みたいと思う人と、全く先ほど言ったように住みたくないという方とそれなりに分ける必要もあるいはあるのかなというふうに思います。

今回の地震対策で国の方で基本法がこの間できました。あそこの中に特区がございます。ありましたね。私が思っているのは、できれば一本柳の企業誘致15町歩ほどありますから、あそこに集団移転なり何かできないかと。もし特区でそのことが許されれば、そのうち最低条件は国がその土地を買っていただくことですね。買ってもらうと、国の方でそれを買い上げますから、どうぞ、その特区をやってくださいというものが認められなければだめだというふうに思います。この市議会終わって、できればその辺のことで奔走しながら、多賀城の本当に津波に遭った方々の今後の対策をそういうことで転換できれば、あるいは企業誘致をしようと思った一本柳のところでできれば、これはどういう住宅がいいのか、本当に最終的にお住まいできないような方々が市営住宅あるいはそういうところまで踏み込まなければいけないような状況になるかもしれません。今アンケート調査は細かい調査まで具体的にやっていますから、そのアンケート調査をやった結果を見てそういう判断をしていきたいなというふうに思っています。以上です。

○議長（石橋源一）

副市長。

○副市長(兼)総務部長(兼)総務部次長（鈴木明広）

それでは、震度、それから防災緊急対策会議の開催のことについてお答えいたしますけれども、事前に御通告いただいているものではないので、手元の資料の範囲内でお答えいたしますので、若干舌足らずのことがあるかもしれませんが御了承いただきたいと思っております。

従来、先ほど御質問ありましたように、宮城県中部の震度として4以上が出た場合には職員は自動的に役所に参集をして対応をとるということにしておりました。しかし、宮城県中部ということになるといささか面積が広がりますから、その中の最大の震度で発表されるということがございまして、今までの経験からするとそれよりも2段階ぐらい低い震度が出ていたというのが今までの実情でございました。そういうことを踏まえまして、平成22年9月から細かく各市町村の震度も発表されるようになりましたので、多賀城市の震度4以上をもって職員は自動的に役所に集まるということに変えてあります。

しかし、それ以外の震度それ以下の震度であっても、被害の状況が発生した、あるいは発生が予測される場合には、自動ではないですけれども、今度は役所の方からそれぞれ職員に連絡をして参集をさせる、集めるということの対応をいたしておるところでございます。ですから、4以上を超えないと役所は全然動かないということではなくて、そういうシステムをとっているということで御理解いただきたいと思っております。

それから、1次避難所、2次避難所の指定を外してしまって、避難所として一つの取り組みにしたらいいのではないかと御質問でございますけれども、基本的には、1次避難所というのはまさに言葉のとおり何か災害があったときにはとりあえず急いで逃げていただく1次的な避難所というふうにとらえております。そこから、災害の規模が大きい、あるいは避難の状況が長期に及ぶというときには2次避難所の方に避難していただくという体制をとっております。これはなぜかと言いますと、市内のいろいろなところに避難所が分散しておりますと、今回もいろいろありましたけれども、食糧の支援であったりいろんなことが把握し切れなくなってまいります。ですから、大どころのところに集まっていたら、そこに対して支援をする、把握をするとそういうことでやっていきたいと思っておりますので、それは全部外した場合にはまた別な問題が発生するだろうということがございます。具体的に申しますと、2次避難所の方には、金野議員からの御提言もありまして、いろいろ分散備蓄もこれから重々して考えていきたいと思っておりますけれども、1次避難所の小さいところまで皆分散して備蓄したときには、その管理が非常に困難になってくるということもございまして、そういったところはその情報のあり方としていろいろ今後検討させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（石橋源一）

深谷議員。

○3番（深谷晃祐議員）

市長から御答弁いただいた工業団地、それから宮内、今宮内地区に現時点で1軒ですか、住んでおられますよね、現時点でも。なので、住んでいる方もいらっしゃるの、その住んでられる方、もう住めないという方、それぞれいらっしゃると思います。ただ、それぞれいらっしゃる中で、住みたくないという人の数が多いから、あそこはもう例えば防災移

転のような形にするのか。1人住んでいる人がいるから、じゃその人だけ残して移動するのかと、いろんな課題が出てくると思うので、やはり両方出てきた場合にはどっちか決めなければいけませんね。それはどっちか決めるのはやはり市長であろうと。ですので、先ほどおっしゃったように、例えば一本柳の防災移転ですか、そういった部分で市はどうお考えになるのかわかりませんが、そういうふうに進めていくというものを具体的にもうどんどん示していただきたいなというふうに思います。なので、そこはお願いしたいなと。

同時に、一本柳に防災移転という話、前にお伺いしたことがあったんですけども、田んぼを造成して小鶴新田の被害は、市長、見たことございますか、この震災から。ないですか。小鶴新田はもう道路はガタガタ、マンションはもうゴタゴタで、田んぼを造成するというのはああいう結果になるのかなというふうに正直感じております。いまだにまだ復旧も全然行っていない感じですね、あの地区は。なので、田んぼの造成であそこに住宅を持っていくというのは、その地盤を改良するお金というのを本当にかげなさいいけないなと。先ほど来おっしゃっているように、国の示すその方向性だったり予算だったりその議論が出てしまうと、もう市として議論ができなくなってしまうんですね。ですので、もうちょっとそういった部分で、国にもしっかりと働いていただきたいなという思いと同時に、市長がさらにもっとやっていただきたいなと。我々も議会として動くというところはもう約束しておきたいなというふうに思います。ただその一本柳については、田んぼの造成についてはもうちょっと研究していただいてやっていただきたいなというふうに思いますので、それはもう一度お答えをお願いしておきます。

それから、先ほど地震の情報共有だったんですけども、震度4じゃないと動くとか動かないとかではなくて、塩竈市がそういうふうに設置して職員の方々に電話が行っていて自宅待機の案内が流れていたと、そういう状態だったんですよ。6月23日は。その中には多賀城の職員もいますよね。多賀城市の職員には今回その連絡は、設置されていないということは流れていないと。ただ道路もつながっていますし、例えば塩竈市で震度4の地震で緩んだ中で道路が陥没したと。それを多賀城市民がその被害を食らったとなれば、それは多賀城市としても課題として残ることかなというふうに思うので、その塩竈で例えば警戒本部を設置したことの情報共有ぐらいはできるじゃないですか。交通防災課同士が連絡とれば。それぞれにそういう課がありますよね。例えばそういったところで連絡をとれるような手段をとるだとか、そういった部分での情報共有は図れるのではないかなというふうに思いますので、よろしくお願いしたいなと思います。

それから、避難所のことについては、確かにその備蓄の部分もわかるんですけども、結果としてそこが、今回の震災が大きかったから、指定避難所ではなくて1次避難所がその指定避難所と同じように利用されたという結果を踏まえれば、その備蓄云々ではなく、避難所としての役割をもう少し果たせるような避難所として設置しておいてもよろしいのではないかなというところでございますので、これも御検討いただきたい。回答ください。

それから、議会でのさまざまな議員のお話、答弁等をお伺いしていた中で、今回の震災、自助・共助・公助というのがよく取り上げられますが、僕ははっきり申し上げて、今回は最初から市民の方々、全員とは言いませんが、公助頼みだったなと。自助の部分で水の備蓄、最低3日間の食料の備蓄、これらは本当にできていたのなかと。私は、仙台市の水を市内のところで配っていたときに、もう震災の3月12日の日には水をもらう並ぶ人で長蛇の列でございました。3日間の備蓄というのを最低限で今までどこでもしていたと思うんですけども、やはりそういった部分をもう一度市民の方々に周知していただきたいなと。やはり市民の方々が自分で努力できる部分での自助があって、そしてみんなで助け合う共助があって、それらで補えない部分を公助として市役所の備蓄でやるという部分で私は進めていくべきだろうと。今回の震災を契機に、先ほどの東北歴史博物館の震災ミュージアムというような部分のお話もございましたが、やはりそういった部分とあわせて、この震

災での教訓を忘れずに、やはりその自助努力がないと公助を待っても、公助で平等に水を配るとなれば全然足りない量でどこにも足りないという声もすぐありましたが、それは自助が足りなかったという部分もあわせて言っていたかかないと、これから伝えていかないと回っていかないのではないかなというふうに思うので、自助努力という部分はぜひ広報誌なりなんなりで伝えていただいて、市民でそういった部分の情報共有を図りたいなというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

それから、食事は大体5日で流通が回復していたかなというふうな部分もございますので、最低3日とありましたが、本当に大きな震災の場合は5日あれば、5日分備蓄というのは本当に大変なんですけれども、それでも最低3日間あれば何とかいけるかなという部分もあるので、そういった部分をぜひ告知していただきたいなと、周知していただきたいなというふうに思います。公助公助と頼られて職員の皆さんも本当に大変だと思うので、やはりそういった部分、市民の自助努力があつての公助だという部分もぜひお伝えいただきたいと思います。

それから、防災計画の見直しの中で災害弱者の情報共有という部分を提起したいなと思うんですけれども、災害弱者の方々、小さいお子さん、ゼロ歳から3歳、それから御高齢の方、ひとり暮らし、そういった方々の情報を個人情報保護法が壁になって全く共有できませんでした。と言いますのは、それこそ津波を食らった地区ですと区長、民生委員、この方々も同じように被災されております。その方々がその災害弱者の方の情報というのを持っておられますよね。それらは個人情報の壁があつて、例えば我々が何か助けたいという思いがあつても、個人情報で教えられないとかそういった部分があつて、助けたいけど助けられないという壁がありました。これも国の法改正が必要なのか、災害が起きた場合には弱者を助ける何らかの手だてが必要なのか、そういった部分は市で考えていけることなのかということもありますが、やはりちょっとそういったところで大切なのは、法が変えられない、市としてできることであれば、ふだんからの近所づきあいが大切だろうと。

今回の震災を通して知らない方々との会話というのも本当にふえたと思います、多賀城市内、どこの地域も。今回また3カ月たって、若干そういった部分が薄れてきているかなと。だから、すれ違つてもあいさつ、大丈夫だった、地震どうだったという会話もちよつと薄れてきました。やはりそういった部分の近所づきあいを大切にしていこうということ、今後の近所で何か活動する、市民の方々が地域コミュニティーでやったようなので活動支援するというようなのを含めて、復興支援づくりのきずな助成金なんていうのを用意してみたらどうかと。みんなでまちづくりを進めていく人たちにはちよつと助成金を出してあげるとか、それでちよつと震災の教訓をまたみんなで共有できる場の提供を進めていくようなことも考えていければなというふうに思っていますので、よろしく、これもお願いしたいなと。

最後に1点、強い防災で、今回天童市、太宰府市、ほかの地域からいろいろな物資、支援をいただいたと思います。災害協定を結ぶ際に市内のおふる、それから北日本自動車といういろいろ結んでおられましたが、今回の津波で復旧までに時間がかかったり、または災害協定が全然使えないものになったり、そういったことがあつたと思います。天童市から助けていただいた、太宰府市から助けていただいた、そういったことを考えれば、東北の例えば内陸部と沿岸部、多賀城市と例えば山の方の市、県内の中でもそういうものを共有していければ、例えば栗原で地震があつたら、その内陸と沿岸の地震の違いがあつて多賀城は栗原を助けに行ける、例えば今回の津波を栗原は食らっていない、地震だけだった栗原の人たちが多賀城を助けに来られる、というような格好の災害協定をそういったところとも結んでいくというのが強い防災につながるかなというふうに思っていますので、これも御検討いただきたいなというふうに思います。

ちょっと長々といろいろ言ってしまったので、全部覚えておられるかちょっと不安でございますが、答えられる範囲で結構でございますので、あとは議事録を確認していただいて、職員の皆さんに御苦勞をおかけしますが、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（石橋源一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

深谷議員の再々質問にお答えいたしますけれども、できれば質問条項にのっとして再質問していただければ、その枠を超えてしまいますとちょっと答えるのが大変です。抜けてしまう部分があるかもしれませんけれども、書いたところだけお答え申し上げたいと思います。

小鶴新田に行ったこと、震災があった後にはないのでわかりませんが、一本柳のところだと、地盤的にはあそこよりずっといいかなと。発掘調査をやって埋蔵文化財の方々に聞いたら、市長、あそこは地盤いいよと。特に仙石線側の方は、あそこからずっと逆に北側に行くに従って、本当に北側には川が昔々あったみたいです。ですから、逆に南側の方は相当地盤はいいですよというふうなことは言われていますので、恐らく工場とか住宅なんか建てても、そういうふうなことはないのではないかなというふうに思いますので、私は先ほどそういうお話をしたわけでございます。ただその辺は御理解いただきたいと思います。

それから、ほかの地域との、塩竈の交通防災課とかとの連携というのは、これは当然連携はお互いにとっているというふうに私は思います。ただ、3月11日みたいなときだと電気が皆切れてなかなかとるのは難しかったでしょうけれども、震度4とか5ぐらいの、5まで行かない間であれば連携はさまざまとれるのではないかなというふうに思います。

それから、公助だけじゃなくて自助ということを言われました。私、最後に答弁したように、やはりこれは防災講話とか防災訓練とかそんなことで、今のうちには3月11日のもう本当に皆さん体にも頭の中にもこびりついているから、次のステップということで万が一にあったらこうしたい、ああしたいと恐らく備えるものは備えていらっしゃるのではないかなと。ところが、これが1年たち2年たち3年たつと忘れていくというのが人間だというふうに思いますけれども、やはりその辺は、常日ごろから自助という部分も知らしめるようなそういう手だても私は必要じゃないかなと、これからも続けて必要じゃないかなというふうに思います。

それから、災害弱者の問題も、これは区長によってすごく有機的に動いてくれた区長と動けなかった方もいらっしゃいますし、民生委員の方も同じような状況だった、民生委員だって皆被災された方もいらっしゃいますし、さまざまだったんじゃないかなと思います。だから、区長会とかあった場合には、もうちょっと第2段階、第3段階どうするの、そういう場合どうするのというふうなことも、これから詰めていく必要があるのかなというふうに思います。

それから、災害協定、深谷議員おっしゃるとおりだと思います。山と海というふうなことで、今回助かったのは天童もそうですし、あるいは長井の市長とも常日ごろからいろいろお互い気持ちは通じ合っているんで、電話するとすぐ飛んできてくれて、水道の問題も長井市と書いた給水車大分見かけたかなというふうに思いますし、だからそういう関係で常日ごろから連携とって、あるいは長井あたりともこれから災害協定とかそういうふうなも

のも結ぶ必要があるのかなというふうに思いました。改めて今後の展開も考えていきたいなというふうに思います。

ちょっと不足の部分は副市長の方から……ないですか。ということでよろしく願います。

○議長（石橋源一）

それでは、次に佐藤恵子議員ですけれども、ここで 11 時まで休憩をさせていただきたいと思えますけれども、佐藤議員、よろしいですね。

午前 10 時 46 分 休憩

午前 11 時 00 分 開議

○議長（石橋源一）

再開をいたします。

2 番佐藤恵子議員の登壇を許します。佐藤議員。

（2 番 佐藤恵子議員登壇）

○2 番（佐藤恵子議員）

6 月 26 日日曜日、今回の震災の犠牲者の御冥福を祈り、市主催の慰霊祭がとり行われました。私もごく親しい友人を亡くした一人として改めて彼女をしのび、そして、多くの犠牲になられた皆さんの御冥福をお祈りさせていただきました。被害に遭われた皆様に心からお見舞い申し上げたいと思います。

さて、私の質問は大きく 4 問です。

1 問目は、砂押川堤防決壊箇所の完全復旧についてお尋ねをいたします。

砂押川堤防は駅から見て右側が 3 カ所大きく決壊し、そこからあふれ出た水は仙台港側からの津波による水と合流して、一気に桜木地域の団地及び商店街を襲いました。言うまでもなく、桜木地域はかつて水害被害を何度も受けた地域であります。その水害被害を防ぐ整備はされていたはずでした。大変な未曾有な震災とはいえ、安全なはずの堤防が 3 カ所も決壊したことに対して県の堤防管理はどうだったのか、改めて県にただしていかなければならないと考えます。

仮復旧中の現在の堤防は、真っすぐに並べていたであろうトンパックは地盤沈下に伴いすっかり斜めに傾いており、3 分の 1 ぐらいは川底に沈んでいるのではないかと考えます。また、対岸鶴ヶ谷方面の堤防はかなりの長さでブルーシートがかぶせられております。地域住民が不安を感じているこの状況から、完全復旧に向けて急がなければならないのではないのでしょうか。県はどのように考えているのか。そして、直ちに完全復旧を図るよう県に強く求めていただきたいというものでございます。

2 問目は、市内被災事業所への支援策について伺います。

多賀城・七ヶ浜商工会の調査によりますと、今回の災害で多賀城・七ヶ浜商工会会員 1,300 人のうち 6 割の事業所が被災をし、廃業する事業者も続いているということであります。市内経済を土台から支えている中小零細業者や商工業者が再建に立ち上がるようにならな

ければ、市の復興は進まないと考えます。市はその再建を応援する立場に立つことが重要ではないでしょうか。

地域で商店や工場をなりわいとしながら暮らしている方々は、市民の暮らしに密着していると言えます。私の住む大代でも肉屋さん、クリーニング屋さん、また瓦れき撤去に尽力していただきました土木工事の会社、ノリの養殖を商う方々などなど、各方面で市民の暮らしを支えているそういう役割を果たしております。その方たちが自前で必死の思いで再開を目指し頑張っているこの状況を、当然市の幹部の方々、市の職員の皆さん御存じだと思いますが、そういう立場に立って支援をしていくこと大事ではないでしょうか。

私は、まだ水も出ないうちから夫婦で泥をかき出し必死に再建しようと頑張っ、やっと店を再開することができたお寿司屋さんから、再開した直後に商工会から2万円の義援金が届けられたと、本当にうれしかったと、励みになりましたというお話を聞きました。また、市内で大きな食堂の経営者の方は、津波で営業不能になり10人ほどいた従業員を一人やめてもらい、店を再開するにも新たな資金が必要だと大変悩んでおられました。それでも何とかもう一度と頑張り、店を再開されました。先日お訪ねしましたところ、まだ全員ではありませんが、以前働いていた方がまたお店で働いていました。

自営業の方々、自分の暮らしだけではなく市民の雇用、暮らしを支えています。私の周りを見ても、多くの女性がこういうところで仕事をして暮らしを支えています。大震災を乗り越え、これからの多賀城の復興と新しいまちづくりに大切な役割を果たしていただくために、市は被災者、被災程度に応じて独自の支援策をとるべきと考えますが、お答えをいただきたいと思います。

(2)として、現在仮設住宅の希望者のほとんどの方々がいずれかの仮設に入居か、あるいは決まったか、または既に生活をしておられます。先日、私は仮設住宅に暮らしている方のお宅を訪問してさまざまな思いを聞いてまいりました。多様な思いが語られましたが、仮設の建っている場所にもよりますが、高齢者の方を中心に日常の買い物を不便に感じている、そんなことも語られました。足腰が弱くなって長く歩けない方たちは、買い物の荷物を持つことも大変つらいことでもあります。車もないこんな状態の方々にはお店が身近に来てくれることが望ましいと考えます。商工会と話し合いをしながら移動販売車などの導入をすることは仕事興しにもつながると思いますが、お答えをお願いいたします。

大きな質問の3問目は、保育所の再建について伺います。

(1)として、今回の災害で桜木保育所は屋根近くまで津波が迫り、少しの判断の誤りで大惨事につながった可能性もありました。しかし、桜木保育所の速やかで適切な判断は児童の一人もけがさえさせませんでした。その判断は保育所の職員の皆さんの献身的な努力にあったと思います。心から感謝するものでございます。ありがとうございました。

さて、津波被害に遭ったとはいえ、桜木地区は本市において代表的な大きな団地として位置づけられています。ゆえに、保育所の設置があったのではないのでしょうか。桜木保育所の児童たちは、現在市内7カ所の保育所で分散保育を受けています。鶴ヶ谷保育所に児童19名、職員2名、笠神保育所に児童4名、職員2名、志引保育所に児童10名、職員2名、八幡保育所に児童17名、職員3名、あかねとみどり保育所が児童1人ずつ、そして大代に児童2名が受け入れられております。保護者への意向調査を踏まえて転所調整をしたようですが、これはあくまで緊急対策と言わなければなりません。恒常的なものとしてはならないと考えます。

そこで、桜木地区に保育所を再建すべきと思いますが、また全市的な保育所の所在地バランスから見てこの地域には必要な施設であると思いますが、いかがでしょうか。災害はど

ここでいつ起きるかわからない。私たち市民は今回の災害で嫌というほど経験いたしました。これらを考えると、これからの公共施設は津波も含めて災害被害のときの避難所としても利用できる建物にすべきと考えます。高床式でなおかつ2階建ての保育所の再建を提案するものですが、市長の御答弁をお願いいたします。

(2)として、今回の災害で市内無認可保育所も大きな被害を受けました。県内でも待機児童の多い本市で、無認可保育所は大きな役割を果たしてきています。その役割を引き続き果たしていただくために、市として独自の支援策が必要ではないかと思えます。また、国にも支援策を求めていくべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。御答弁をお願いいたします。

4問目の質問は、県仙塩流域下水道仙塩浄化センター破損に伴う悪臭対策について伺います。

質問通告を提出した時点では、県から地元住民に理解と協力を求めるための努力がされていなかったと思われまます。地元から説明会を開いてほしいという要請にもこたえてこなかったし、以前から市当局にも県に対応するようにと申し入れていましたけれども、音さたがございませんでした。それで、市に対して県に対する話し合いの申し入れをしてほしいという通告をしたわけですが、きのう議員が質問した答えからは、多少その進展があったようでございます。現状を御報告ください。

(2)の質問として、昨日数人の方々からこの件に関して質問があり、被災前の状態になるのには県の当初見込みよりさらに数カ月おくれるという答弁だったと思えます。今後一部機能を復活させながら臭気の減少や水質改善につなげていくということのようですが、地元に住む者としてわずか3カ月であのにおいの貞山堀がこの先まだ汚泥が堆積し、さらに臭気を濃くしていくことに耐えがたい思いがいたします。破壊された機械の修理に年月がかかるのはいたし方ないとしても、その間貞山堀が汚れていくのを手をこまねいて見ているしかないのか。こういうことではないでしょうか。

この長い雨、今降っている雨が降り始まる前、前日にバイクで貞山堀の川岸を走りながら何気なく川面を見てみましたら、その色は乳白色でした。うそでしょうと思いながら何回も見直してしまったものです。貞山堀を多賀城の東の観光産業の資源として活用すべきと取り上げてきた私は、あの色を見て川が痛々しく耐えがたい思いがいたしました。処理が完全でない汚水を貞山堀に流すしか手がないのであれば、一定の期間ごとにしゅんせつなどをしっかり実施していくこと、そして汚れ、におい対策とともに、センターが完治したときに貞山堀が本来の役割をすぐ果たせるような工程を考えることが必要と思えますが、いかがでしょうか。

以上の点に関して市長の御答弁をお願いいたします。

○議長（石橋源一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

佐藤議員の御質問にお答え申し上げます。

1点目の砂押川堤防決壊箇所の完全復旧についての御質問でございますが、堤防の決壊箇所は大型土のうによる応急復旧が5月末にすべて完了しております。市といたしましては、宮城県に対して早急なる対応を重ねてお願いしましたところ、優先的に行うべき箇所に位

置づけており、条件整理などが完了次第速やかに本復旧に着手すると回答いただきました。応急復旧ではまだ不安の解消までに至っていないことも十分承知しておりますので、一日も早く市民の方々が安心して生活できますよう、今後も引き続き強く働きかけてまいりたいと思います。

2点目の市内被災事業所への支援策に関する御質問でございますが、塩竈市の事業所に対する再建支援事業は約7,500万の予算で行われるようでございますが、同事業を多賀城市に置きかえた場合には2億2,000万円の予算が必要となります。今さまざまな復興事業に取り組んでいる本市にとっては、同事業の実施は現状では難しいと言わざるを得ません。被災商工業者への支援・復興策としましては、昨日、吉田議員や藤原議員にもお答えしましたとおり、中小企業等グループ施設等復旧整備補助金事業や法人市民税の均等割額の減免、低利の融資制度などを利用した支援を行ってまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思っております。

次の市内被災事業所への支援策として移動販売車の配置等を含む対策を講じるべきではないかとの御質問でございますが、移動販売車方式は大きな需要があり相当の収益が見込まれなければ、民間事業者が参入運営するのは難しいのではないかと考えられます。このことから、大手の小売店舗では移動販売にかわり独自に注文を受けての宅配方式、体の不自由な方にかわり買い物を代行するふれあい便、これはみやぎ生協でやっているそうでございますけれども、それや買い物客のための送迎バスを運行しているところもあり、市もサービス区域の拡大や送迎バスの運行等について働きかけてまいりたいと思っております。

なお、市内四つの仮設住宅地のうち、高橋、城南、鶴ヶ谷地区の仮設住宅地は歩いていける距離に大規模小売店舗等が存在しており、山王地区の仮設住宅地も比較的近い距離に大規模小売店舗等が存在しますので、仮設住宅入居者の買い物環境については一定の環境が整っているものと思っております。

3点目の保育所の再建に関する御質問でございますが、桜木保育所につきましては、このたびの震災により津波浸水高が床上2メートルまで達し、幸い在所していた児童及び職員に人的被害はありませんでしたが、施設としての機能を失い、現在休止状態にございます。私も発災して桜木保育所は中まで入って見させていただきました。とんでもない状況でございますが、また2回ほど行ったんですけれども、2回目に行ったときには下水道から水が逆流しているような状況でございますが、本当に大変な状況だったなというふうに思いました。国から示されている災害復旧は原則的に形状・寸法及び材質の等しい原形復旧が基本とされているため、これまでに二度も洪水被害を受けている当該保育所を原形復旧という形で現在の場所に再建することは、児童の安全確保という点から困難であると考えております。

なお、現在、県においては移転、統合など多様な復旧形態を補助対象として認めるように国に要望しているとのことでございますので、今後の動向を注視していくとともに、周辺地域の土地利用動向や保育需要、復興計画等と整合を図りながら、桜木保育所のあり方について検討してまいりたいというふうに思っております。ですから、佐藤恵子議員からお話ありました高床式というのは、ちょっとあそこ場所には難しいかなというふうな思いもいたします。

次に、無認可保育所に対する支援についてですが、当市における認可外保育所の役割の重要性は待機児童解消の観点からも十分に認識しており、被災された2保育所に対して現在も代替施設を無償提供し、保育を継続していただいているところでございます。こうした中で、現在、各事業者においては保育所の再建に向けて鋭意努力されているところでございますが、国・県からは何ら災害復旧の支援策が示されていないのが現状でございます。

また、市独自の支援策をとることでございますが、現状において財政的な支援は極めて困難な状況にありますので、被災中小企業者への低利融資制度などの情報を事業者の方にできるだけ早く周知し、早期復旧につなげてまいりたいと考えております。

4点目の仙塩浄化センターに関する御質問でございますが、宮城県ではホームページへの掲載や大代地区の世帯を対象としたチラシ配布により周知を行っているものの、決して十分なものであるとは認識しておりません。本市といたしましても説明会の開催を強く求めておりますので、できるだけ早い時期で調整してまいります。

また、金野議員、米澤議員、吉田議員にもお答えしましたとおり、一日も早い完全復旧はもちろん、それまでの間取り得る最大限の臭気対策を講じるよう重ねて強く働きかけをしてまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（石橋源一）

佐藤議員。

○2番（佐藤恵子議員）

じゃ、1番目から再度お聞きいたします。

県も大事な場所だということ認めて優先的に、多分災害査定が終わったということだったと思うんですが、本格復旧に入っていくというお答えでした。それはそれで莫大なお金がかかりますからね、しょうがないかなというふうにも思うんですが、その際、なぜあんなに3カ所も切れたのかということやはりきっちり県と詰めていかないと、同じことになりやしないかという思いがするんです。一定ポンプなんかをつけて、もう津波来ませんよという、桜木の方たちに対してメッセージをしていたわけですよね。しかし、堤防が3カ所も決壊するなんていうことは何をか言わんやという状況ではないですかね。やはりきちんと堤防のメンテナンスを県がしていなかったことが現在につながっていたのではないかなというふうに私は考えるんですよ。そのときにやはり県にきちんとそのところも振り返ってもらいながら対策を立てていただいて、もちろんきっちり直していただくことは大事なことです。最優先で直していただくということを常に視野に入れながら、市長に頑張っていたきたいというふうに思いますので、改めてこれは決意をお述べください。

それから、2番目です。被災事業所への、これはなかなか、塩竈市では30万、20万、10万と被災事業所への支援を決めました。さっき塩竈は7,500万だとおっしゃっていたような気がしますが、本市だと2億円以上かかるというようなことです。しかし、やはり業者の人たち、自営業者の人たちに、小さい業者の人たちに行けば行くほど、よそからの支援というものがうんと大事な形になってくるのではないかなというふうに思うんですね。

さっき私の知っている寿司屋さんの話をしましたけれども、必死になって自前で努力して何とか再開に向けて頑張ったわけです。そして再開して、当日に私がお祝いに行きましたらば、いやあ商工会の会長さんが2万円持ってきてくれたんだ、本当にうれしかったというんですね。ですから、2億円以上かかるかもしれないけれども、要は市が再建を応援するから頑張るというメッセージを伝えることだというふうに思うんです。

それは金額ができれば多い方がいいでしょう。30万、20万、10万という形の方が、でも足りないかもしれませんけれども、できれば多いというふうに思うんですが、しかし気持ちを伝えるということは金額ではないと考えます。そういう意味では、どのようなことを市ができるかということ、お金がかかるからできないんだということは、ちょっと今回

の災害を踏まえて、まちをつくっていこう、新しいまちを立ち上げていこうということに頑張らなきゃならない立場の市長としては、ちょっとそれは通じないのではないかなというふうに思います。

住宅被害の方にはたくさんの恩恵が、不十分とはいえ、この間積み上げられてまいりました。しかし、自営業者の人たちには何もないということが相変わらず語られていますし、私たちもそう思います。私どもは国に対してもその支援を強めるように制度化するように働きかけをしております。そういう中でやはりそれをサポートしていくのは、市の少しの思いでつながっていくのではないかなというふうに思いますが、改めてその金額にこだわらないで、市長、頑張ってみるということはできないのでしょうか。もう一回御答弁をお願いいたします。

それから、バスはかなりの金額がかかる、もうけが見込めないとできないとかということらしいですが、ここは規制緩和も含めてなかなか移動販売車に許可がおりるのが大変だということもありそうですけれども、しかし、多賀城の仮設住宅の中には仮店舗をつくるような余裕のある土地は全くないですね。さっき鶴ヶ谷とかそういうところは、城南は目の前に平場で大きなお店屋さんがいっぱいありますからあそこはまあいいとして、鶴ヶ谷とか高橋なんかは車がない人たちが歩いて通うにはなかなか大変なところで、鶴ヶ谷はだらだら坂がずっと長くて、あそこを高齢者の方が買い物して往復するというのはなかなか大変なんです。目の前に店はあるけれどもそこに行くのは大変だという状況を、市長、歩いてみてください、

ですから、やはりそういう意味では、店が身近に来るとということが大事なことなんです。ですから、移動販売車を適用するかどうかは別として、買い回りを便利にしていく、あるいは使いやすいものにしていくという点では、商工会と話し合いながら御一考をお願いしたいと思いますが、改めて答弁をお願いいたします。

それから、保育所の問題です。桜木保育所は2回水害に遭って、そこには無理だろうということでは、何となくうなずけないこともないんです。しかし、あの団地で必要とされていた保育所が、やはりあの近辺にないとあそこに住む人たち、今から住む人たちも困るのではないかなと思うんです。ですから、それはあの場所にならないかなと思いますけれども、できるだけ近辺に土地を探していただいて、災害のときには避難センターにもなり得るようなそういう建物を考えていただきたいなというふうに思うんですよ。

多賀城は桜木近辺を見渡しても高台という場所はありませんから、そういう意味では高くつくるといえることが必要なのではないかなというふうに思いますが、全くあの地域に保育所がなくなるということは、やはりバランス上ちょっと考えられにくいなというふうに思います。高橋地区に今年度中に2カ所保育所ができて、やっと市内バランスよく保育所が行き渡ったなという感じはしていたんですが、そのときに桜木がなくなるということではちょっと、これは天災、地震のせいなので、市の責任ではないですけども、バランスを欠くことになりますので、そういう立場に立って新しい場所を探すなら探していただきたいと思います。

そして、今分散保育を19人から4人ぐらいの間で公立の保育所で行っています。その保育状況もオーバーしているわけですからね、現状では、保育士がついて行っているとはいえ、子供の保育状況にはやはり無理が生じてくるのではないのでしょうか。そういう意味では、早く対策をとっていただければいけないのではないかなと思いますので、あわせてそういう面も御答弁をいただきたいと思います。

それから、無認可保育所の方たちの問題ですが、無認可保育所の人たちはちょっと私も邪魔してきましたけれども、太陽の家で預かりしていました。明月の保育所の方たちは4

人、本当にもう親御さんが大量に被災してしまって、子供たちが来なくなったんだと、4人お預かりしていたようです。あともう一つの保育所は10何人かな、そこも大量に来なくなったけれども、まだ10何人来ていると。もう一カ所は今まであった従前の場所で保育を続けているようですけれども、そこも児童が減ってきているようでございます。そこはお邪魔してなかったんですが。そういう意味では、今まで大変お世話になったというところもあるし、そして、その無認可保育所のこれからの役割も考えるとそこもやはり応援する立場に立つという、きのうのうちの藤原議員のさまざまな無認可の福祉事業所に支援をすべきじゃないかという質問もありましたけれども、あわせてそういうことを検討いただきたいというふうに思います。なかなか難しいとは思いますが、一般企業並みの支援策では到底頑張り切れないのではないかなというふうに思います。どうぞ、そこもあわせて御返事をお願いいたします。

それから、5問目のいわゆる仙塩流域下水道ですよ。本当に皆さんおっしゃっているようににおいがきついと。色が変わったことに私はショックを覚えました。ここ四、五日雨が降っていますので、行き帰り見るんですが、色は少し薄まっていた。普通の色に戻っていますが、あれは雨が降らないとまた乳白色に戻るんだと思います。本当にそばを通ると、においが物すごい、下水そのものにおいがして大変なことになっております。

ですから、この3カ月間で生に近いような汚水が流されてそれが堆積して、今徐々に回復しているとはいえ、完全な水は流れていません。そういう中でまたそれが堆積して、これから3年近い月日を待っているのかという問題だと思うんですね。やはりそれは1年に4回とか5回とかしゅんせつをしていくことで、少しずつにおいも私たちも耐えられるし、川の傷みも耐えられるのではないかなというふうに思うんですが、それも県に、これは査定なんか待ってられないんですね、あのしゅんせつは。ぜひやっていただけるようお願いをしたいと思うんです。あの大事な400年の歴史を持つ貞山堀をこのままだめにしていいのかという思いで質問させていただきます。お答えをお願いいたします。

○議長（石橋源一）

市長の答弁を求めます。

○市長（菊地健次郎）

いっぱいありまして、欠けないように頑張つて答えたいと思います。

砂押川の関係、なぜ3カ所も切れたのか、堤防のメンテナンスを県にということで、これは原因は当然あるかというふうに思いますので当然県の方で、それと津波を見ていた方々が言ったのは、要するにもうこのくらいでというか、10センチか15センチぐらいで完全にもう乗り越えていくような状況だったよという話もございますので、もうちょっと高さも必要なかなという思いもありますので、その辺も含めて県の方にお願いしたいというふうに思います。

それから、塩竈市のご関係でございますけれども、これは私だって本当にあげたいですよ、余裕あれば。余裕あれば、それは配りたいです。恐らく塩竈市の方ではそれだけ余裕があつてお配りになるのか。恐らく県内ではあれは初めてですよ。県内の市町村の中でああいうふうなやり方をやったのは初めてじゃないかなというふうに思います。もらった方は幾らでもありがたいというふうに思いますし、お金ではないとは言いますが、気持ちをとという佐藤恵子議員のお話ですけれども、私、今回の議会の行政報告の中でこういうことを申し上げました。今後の配分で裁量の余地があればいろいろ考えていきたいということをお申し上げたわけですよ。冒頭の。ですから、これから何次配分ということでいろいろ

あるかと思しますので、その辺のことをしんしゃくしながら考えていかざるを得ないのじゃないかなというふうに思っております。

それから、鶴ヶ谷歩いてみてくださいと、おっしゃっていることは野球場ですかね。野球場のことですか。だらだら坂になっているというのは。あのだらだら坂ですよ、あそこは。ええ。私も何回もあそこは歩いていますから、よくわかっています。だけれども、買い物行くのは逆じゃないですか。あの裏側の坂の方ですよ。そうですよ。行けるようになってははずですね。階段と、今副市長言っていましたけれども、階段もつけたそうです。ですから、逆に急な坂になってきついかないという思いはいたしますけれども。

ほかのところでも県内でいろんなところに仮設住宅が建っているかと思えますけれども、多賀城くらいショッピングとか買い物は、私は便利などころはないんじゃないかなと思うくらい、私はショッピングするのは近いところに位置づけられているのではないかと思います。移動販売車というのはなかなかこれは厳しいと思うんですよ。ですから、一考というふうなことおっしゃいましたけれども、これは確かにお年寄りの方は坂を歩くというのは大変でしょうけれども、ぜひその辺のことを考えていただきたいというふうに思います。

桜木保育所の関係ですけれども、これは避難センターになるようにという佐藤議員からお話ありましたが、これは西部地区との関係もございまして、今後保育所のあり方、総体的に全体的に総合的に判断して考えていかざるを得ないのではないかなと私は思っています。ですから、よくよくバランスを考えて、どこにつくればいいのかということも考えて、二度も水につかっているものですから、十分考えた上で決定したいというふうに思っております。

それから、無認可の関係はこれからも国の方に要望してまいりたいというふうに思います。

最後の貞山運河のしゅんせつですね、これも県の方にお伺いしてみたいと思います。以上です。

○議長（石橋源一）

佐藤議員。

○2番（佐藤恵子議員）

しっかり堤防の高さも保って、本当に今度こそ安全な堤防をつくっていただくように、よろしく願いをいたします。

それから、2番目ですけれども、お金ではないと私言ったんですが、訂正します。お金ではないではなくて、金額の多寡ではないということを言いたかったんです。ですから、本当に力になるようなそういうお金の使い方をしていただきたいと思います。塩竈以外にはない、登米でもやっていますね。そういう制度が設けられたようであります。今、市長は新しく答弁されましたが、何だか何次補正が出たらしんしゃくしたいとおっしゃったような気がしたんですが、間違いでないよね。ですから、そこに期待をしながら、ぜひ検討を強めていただきたいと思います。私どもも国に要望しつつ、市に対しても今署名運動を旺盛に繰り広げております。ぜひ皆さんの声を反映できるような制度をつくっていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それから、仮設のお店という日常的な買い回り品の不便という話なんですけれども、鶴ヶ谷のところはまあ階段も大変だし、あの長いだらだら坂も高齢者とかそういう方たちは本当に大変なんです。市長は足も腰も痛くないからわからないんだよね。本当に大変なんで

すよ、荷物持って往復するの。ですから、何か具体的な策があればいいなと思っているわけですが、なお仮設の入居者の人たちの声を聞いていただきたいというふうに思います。

それから、保育所はバランスを考えて議論していくということでありました。それは当然だと思いますので、働く親たちの便利を最大限優先するそういう保育所であるように、私たちも議論に参画していきたいというふうに思います。

それから、しゅんせつを県に要求していくというのは、これは本当に生活環境の問題もありますし、美的景観の問題もありますし、あんなところで乳白色の色を漂わせているような、しかも小さいどぶじゃないですよ、大きな川ですからね。やはりきちんと県には対応してもらうことが必要だと思いますので、よろしく願いをして終わります。

○議長（石橋源一）

次に、1番柳原清議員の登壇を許します。柳原議員。

（1番 柳原 清議員登壇）

○1番（柳原 清議員）

東日本大震災から100日を過ぎましたが、いまだに多くの被災者が心身ともに深い苦しみと不安の中にあります。災害復興とは被害者の生活を再建すること、震災の前日までの暮らしを取り戻すことであり、そのために市は全力を尽くすべきであると思います。

以下、その視点から3点お伺いいたします。

第1問は、高橋跨線橋の復旧についてです。

東日本大震災により、高橋跨線橋は路面に段差ができ歩行者用階段が破損、橋台も一部破損しており全面通行どめとなっております。このため山王地区は東北本線の線路で南北に分断され、第二中学校への通学、お年寄りの通院に大変不便を来しております。人が通れるのは西に300メートル離れた山王踏切ですが、この踏切は東北本線と貨物線があるために幅が30メートル以上もあり、お年寄りが渡るのには大変苦労しております。また、車が通れるのは東へ500メートルほど離れた八幡街道踏切を通らなければなりません。この踏切は幅が狭く車がすれ違うことはできません。踏切事故の発生も心配をされております。高橋跨線橋の一日も早い復旧を望む声は大変多くなっております。

また、車が通れるようになるまで、歩行者だけでも通れるように仮復旧できないでしょうか。御検討をお願いいたします。

次に、瓦れきの1次仮置き場について伺います。

第二中学校東側、中央公園の瓦れき1次仮置き場及び高橋調整池の汚泥置き場について、保護者、周辺住民から健康被害への懸念が出されております。特に、第二中学校東側の瓦れき置き場は住宅地に近く窓を開けられない、洗濯物を外に干せないなどの苦情が、またぜんそくがひどくなったという御婦人、息苦しくて仕事ができないという工場の方からの訴えも寄せられております。

特に心配なのが、第二中学校の生徒の健康です。風向きによって瓦れきの山からの粉じんや悪臭も漂ってまいります。また、毎日登下校のときに瓦れきの山を目にすることで、地震を思い出し精神的な負担も大変だと思います。体育も外で行っており、アレルギーを持っている生徒のせきがひどくなった、こういう声も寄せられております。学校医の先生、

近くの開業医の先生も心配だと話しているそうであります。保護者から瓦れきを早く撤去してほしい、こういう声が出るのも当然であります。

宮城県は蒲生に2次仮置き場を設置するとのことですが、瓦れきの搬出はいつごろになるのか伺います。また、それまで市でできる限りの対策をとりたいと思いますが、現在考えている対策を伺います。

最後に、福島原発事故による放射能汚染に関する対応と女川原発問題について伺います。

福島原発事故で放出された放射性物質はチェルノブイリ原発事故に近い規模であり、今県内で測定されている空間放射線は、福島県から飛来して降下した地表にある放射性セシウムに由来するものがほとんどです。県南の一部では年間積算放射線量が5ミリシーベルトを超えると予想されることが文部科学省のホームページに公開されていますが、これは計画的避難区域の要件である年間積算放射線量20ミリシーベルトに近いレベルです。セシウム134の半減期は2年、セシウム137の半減期は30年ですから、ほぼ同じ放射線レベルが何年も続くと思われま

す。また、福島第一原発から120キロメートル以上離れた女川原発では、3月13日、1時間当たり21マイクロシーベルトを観測していますが、東北電力はこれを福島第一原発から出たものだとしています。福島第一原発の1号機の水素爆発が15時36分、その数時間後には女川原発のモニタリングポストの観測値が上がり始めています。福島第一原発から放出された放射能雲は海を越えて真っすぐ牡鹿半島を横断したことが推定されます。

放射能に対する感受性が高い子供の健康を心配して、保護者が放射能汚染の現状をいち早く把握し安全対策を求めていることは当然です。現在、市では山王小学校と東小学校の2カ所で測定をしておりますが、放射性物質がまだらな濃度で降下をすること、水の作用で雨どいの先などに集まること、異常に放射能が高いホットスポットができることも知られております。空間線量率の測定を市の責任ですべての保育所、幼稚園、小中学校、高等学校で行い、その結果を公表し、数値のリスク評価をわかりやすく市民に知らせることを求めますが、いかがですか。

福島原発事故は、過酷事故は日本では起きないと国や県、電力会社が繰り返してきた絶対安全神話が虚構にすぎないことをだれの目にも明らかにしました。女川原発もまた福島原発とまさに紙一重であったことが明らかとなっております。女川町議会議員の高野博氏は、次のように語っております。「3月11日、敷地の高さ14.8メートルにあった女川原発は13メートルの津波に襲われました。地震により原発の敷地は1メートル地盤沈下をしたので、80センチの差で女川原発は水没を免れました。女川町内を襲った17メートルの津波だったらと思うとぞっとします」と語っております。

ところが、その後の調査で原子炉建屋地下3階に1,900トンの海水が流入し、熱交換器の一部が使用不能、1号機では火災が発生、浸水により2台ある非常用ディーゼル発電機のうち1台が起動不能、5系統の外部電源も4系統が使用不能、かろうじて1系統が生き残り、本当に紙一重の差で助かっている状態だったのです。女川原発が決して津波対策が万全だったから福島のようにならなかったのではなくて、まさに奇跡的に助かったことを示しています。

今回の福島第一原発の事故では、何の用意もないところにいきなり原発災害が降りかかってまいりました。予想もしない避難の命令や勧告が夜中にいきなり出される。着の身着のまま飛び出さざるを得ない。国が避難指示をした自治体に対して、一体どこに逃げたらいいのか、どう生活したらいいのか、何の対策も示せませんでした。こういうことが起きるのも国や県、電力会社が安全神話に浸り込んで自分のところで災害対策の準備をしな

ったばかりか、住民にも安全神話を押しつけ地域の災害対策を全く空っぽにしてきた結果ではないでしょうか。

アメリカでは、スリーマイル島の原発事故の教訓から、事故が起きたときの地域住民の安全をどう確保するのかということを重視して、原発で事故が起きたら 16 キロ以内がまず第一の危険地帯になる、さらに 80 キロ以内ではこういう対策が必要だ、原発周辺の事故対策に力を入れてまいりました。

女川原発は今冷温停止しておりますが、もし余震で送電線の鉄塔が倒れれば外部電源がすべて失われ、発電機が起動しなかった場合冷却不能となり、燃料棒の崩壊熱が除去できずに過酷事故が起こることは十分考えられます。宮城県の地域防災計画では原発の半径 10 キロメートルのみを重点地域としており、多賀城市は女川原発から直線で約 45 キロ、重点区域に含まれておりません。しかし、福島原発から 45 キロといえば、計画的避難区域である福島県飯舘村と同じ距離です。放射能雲は同心円状に広がらず、風下に流れることはよく知られております。女川原発で事故が起きた場合、風向きによっては二、三時間で当市の上空まで達します。

そこで、多賀城市でも女川原発の過酷事故によって放射能が外部に放出された場合を想定した避難計画を策定する必要があると思いますが、いかがでしょうか。また、その場合、放射性物質による人体の汚染状況を測定するための設備、機器及び除染用設備の整備、放射性ヨウ素が甲状腺に取り込まれるのを防ぐヨウ素剤の備蓄などが必要になると思いますが、いかがでしょうか。

以上、1 回目の質問といたします。

○議長（石橋源一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

柳原議員の御質問にお答え申し上げます。

1 点目の高橋跨線橋の復旧についてですが、高橋跨線橋は今回の震災により橋台とけたを連結する部分が破損、破断し、橋と道路のつなぎ目に 20 センチほどの段差が生じておりますことから、現在車両と歩行者の通行どめを行っている状況となっております。

また、本橋は架設後 38 年が経過し、現在の耐震基準を満たしておらず、これまで耐震工事を行うための詳細設計を進めてきたところでございます。このことから前回の議会でも御説明したとおり、平成 23 年度予算において耐震補強と補修のための予算を計上させていただきました。

現在、JR 東日本と復旧方法、工事工程について協議中ではありますが、歩行者を通行させながら工事を施工できるか、その際に工期短縮が可能か、工事費がどのようになるかなどについて検討中でありまして、現在のところまだ結論が出ておりません。

なお、工事方法や施工時期がわかり次第お知らせしたいと考えておりますので、しばらくの間御不便をおかけいたしますが、御理解をお願い申し上げます。

次の2点目の瓦れきの1次仮置き場に関する御質問につきましては、昨日の金野議員、小嶋議員、吉田議員にお答えしたとおりでございます。仮置き場の環境改善対策を講じてまいります。

また、県へ2次仮置き場の早期供用開始を強く要望してまいりたいと思います。

3点目の保育・教育施設の放射線検査につきましては、昨日の米澤議員にお答えしたとおりでございます。

また、東北電力株式会社女川原子力発電所で災害が発生した場合の避難計画、除染、薬剤の備蓄等につきましては、宮城県地域防災計画原子力災害対策編により、防災対策を重点的に充実すべき地域とされている女川町及び石巻市に対して、県が物資を供給または貸与し放射線汚染物の除去をすることとなっております。しかし、このたびの震災における原子力発電所の事故を踏まえ、この宮城県地域防災計画を新たに見直すものと思われるので、本市においても女川町や石巻市と同様に放射能汚染物の除去あるいは薬剤の供給等を行うよう、県と調整を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石橋源一）

柳原議員。

○1番（柳原 清議員）

まず、第1点目の高橋跨線橋ですけれども、歩行者だけでも早く通れるように今JRと検討中だというお答えでしたので、これはぜひJRの方に何度も何度も早く、まだですかと要望していただいて、一日も早く復旧できるように、これは引き続き、私たちもちろんJRの方にも住民としても陳情・要望はしていきたいと思いますが、市の方でもひとつよろしくお願いいたします。1番目は答弁はいいです。

2番目の瓦れきの問題ですけれども、昨日からほかの議員からも同様の質問が相次いでいるわけですけれども、市の方でもいろいろ対策を考えているということでしたので、私は今回は、瓦れきの撤去が根本的な問題解決なんですけれども、撤去が実現するまでの間に市としてすぐできる対策があると思いますので、幾つか提案をしたいと思います。

まず1番目に、瓦れきの中に健康に害を及ぼすようなそういうものが含まれているのかどうか調査をすると。これが大事だと思いますので、この調査の計画についてお伺いします。

次に、瓦れきが二中の生徒の目に触れないように、登下校のときにいやが応でも目に入るわけですから、目隠しのフェンスを取りつけていただきたいと。これは早急にやっていただきたいと思います。

第3に、第二中学校の生徒へマスクを配付していただきたい。毎日マスクは取りかえますので、ぜひたくさん自由に使えるように配付していただきたいと。

第4に、これから暑くなって窓もあけるようになります。ハエの発生とかいろいろ害虫とか懸念されておりますので、窓をあけられるように窓に網戸をつけていただきたいと。それと、においがきつくて窓もあけられない、こういった場合に窓を閉めても大丈夫のように教室に冷房を取りつけていただけないかと。これ検討をお願いしたいんですが、回答をお願いします。

3番目の放射線に関してでありますけれども、私も測定依頼している東北学院大学の先生にお伺いしたところ、測定は1カ所数分ぐらいでできるんだと言っておりました。それで、もし市の方から依頼があれば、毎週は無理でも1カ月に1回とかそういうことだったら市内の全部の学校で測定することも不可能ではないと、こういうふうにおっしゃっておりましたので、これは毎週、毎日のはかれというわけではなくて、例えば1回でもはかっていたいで、自分の学校が安全だと、こういうことがわかれば皆さん安心されると思うので、これはぜひ検討していただけたらと思います。

あと、最後の県の地域防災計画を見直すときに、そういういろんな放射能対策も含めて市としても県の方に、そういう対策を十分に要望していただきたいということですので、これは県の方に要望お願いしたいと思います。

実際に市民に避難指示を出したり屋内退避を出したり、そういう指示をするのは市町村の首長になるわけですから、これはぜひ県に強く要望して、県が不十分な回答の場合は市独自でも何らかの対策をとるようにお願いしたいと思います。これは一言回答をお願いいたします。

以上です。

○議長（石橋源一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

柳原議員の再質問にお答え申し上げます。

5点ほど再質問ありましたけれども、2番目の質問ですね、1点目と2点目に関しまして、健康調査の実施とフェンスの設置に関しては生活環境部長から、それから3番目のマスクの配付と教室の窓へ網戸の取り付け、冷房の設置は教育長の方から答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。

放射線の関係ですけれども、これは毎日はいかないけれどもという話ですけれども、御存じのように東小学校と山王小学校と学院大で週1回ずつはかってもらっているわけですね。そのほかにも河北新報等を見ても……学院大は毎日だそうです。やっていたら、それほど細かくはかる必要は私はないんじゃないかなというふうに思います。仙台市でも何かかなりPTAの方々と騒いで小学校全校とかやるみたいでございましてけれども、そこまではまだやる必要は私はないんじゃないかなというふうに思います。今、学院大の方でやっていたいでいますので、それで大体今の状態では大丈夫だというふうに私は思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石橋源一）

それでは、市民経済部長ですか。

○市民経済部長（永澤雄一）

瓦れき置き場に関する1点目、健康に悪影響を及ぼすものを廃棄物に含んでいるかという御質問でございますが、これは今後アルキル水銀化合物、水銀、カドミウム、鉛と24項目の調査を行ってまいります。

2番目の目隠しフェンスというお話でございましたけれども、今回の補正予算で仮置き場の管理経費として補正予算を認めていただきましたので、その中で対応させていただきます。

○議長（石橋源一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

後半について私の方から。

子供たちの健康の保持増進というようなことは当然であります。ああいうふうな状況にあるというふうな、瓦れきのですね、これはもう好ましくないというのは皆さんの共通認識でありますし、ただこういう大震災ということで、やむを得ずというふうな状況下にあると思います。それで第二中学校であります、ああいうふうな状況の中で管理校医の御指導を受けながらマスクの着用、そしてまたうがいとか手洗いとかの励行をお願いしているわけですが、特にマスクについては今回大変な御支援をいただきまして、二中と言わず各学校に1人当たり1箱、50枚入っているんですが、それが1個ずつ渡る分ぐらい各学校に行き渡っております。そして、学校でもそういうマスクの着用ということでありますが、なかなかそれが徹底していないことでもありますので、その辺のところを改めて学校にもお願いをしなければならないというふうに思っております。マスクについてはそのとおりであります。

それから、網戸とか冷房であります、天候によっては体育など風が非常に強いとかなんとかというようなことについてはやはり十分な配慮が必要だろうと思いますが、網戸の設置とか冷房については、担当部局の方では何か近々県外の方というふうな市町村の話もありましたので、私としてはそれを非常に期待しているところでありまして、現在のところその設置というようなことは考えておりません。

以上であります。

○議長（石橋源一）

柳原議員。

○1番（柳原 清議員）

瓦れきの件については測定を実施する予定だということですので、ぜひ結果を住民の皆さんに丁寧に説明して、不安を取り除くようにしていただきたいと思います。

学校の冷房の件なんですけれども、予算の関係もあるのですぐには難しいと思いますけれども、例えば東側の瓦れきに面している教室だけでもつけるとか、そういうような将来的な課題として、東京の方の学校ではもう冷房つけるのが当たり前にもなっているようでもありますので、こういう冷房なんかもそのうち学校にもつけることが当然必要になってくるとも思いますので、これは将来的な課題として研究していただきたいと思います。

あと、放射線の測定でありますけれども、私も多賀城市は面積がそれほど広がらないので、2カ所ではかれば十分だと、3カ所ですか、そういう考えも理解はできるんですが、これはやはり父母の方の安心安全、そういう願いから出た要望ですので、そういう理屈はわかるんですけれども、そういう測定もやって安心を市民に提供するというのも市の義務だと思いますので、この点だけもう一度検討していただけないでしょうか。

○議長（石橋源一）

検討ですか、答弁ですか。

○1 番（柳原 清議員）

答弁をお願いします。1 カ月に 1 回でもいいので、お願いしたいと思います。

○議長（石橋源一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

いや、全校やれというのはちょっと、これは今のところちょっとできないというふうに思います。きのうも答弁したけれども、簡易のやつが来た場合には担当にでも言って、ちょっと毎日は無理ですよね。もう少し多くはかるようなことも考えてみたいというふうには思いますけれども、そこまでこの辺はまだ行ってないのではないかなと。御理解ください。

○議長（石橋源一）

ここでお昼の休憩といたします。

再開は午後 1 時 15 分です。

午後 0 時 11 分 休憩

午後 1 時 15 分 開議

○議長（石橋源一）

再開をいたします。

7 番森長一郎議員の登壇を許します。森議員。

（7 番 森 長一郎議員登壇）

○7 番（森 長一郎議員）

今般の東日本大震災において被災されました皆様に心からのお見舞いを、また、大切な御家族を失われた御遺族の皆様には謹んでお悔やみを申し上げます。

今回の私の質問は、かかる震災に関して大綱 2 点の 5 問であります。

最初に、震災関連死についてであります。これは 5 月 24 日の第 6 回東日本大震災対策委員会、かかる法制度はないと聞いていたが、マスコミで震災関連死についての県内の該当者数が発表されていた。発表されるということは何らかの基準があるのではないかと。関連死の認定、補償、法制度はどうなっているのかとの私の質問に、当局からは厚生労働省援護局災害救助対策室から平成 23 年 4 月 30 日付で事務連絡「災害関連死に対する災害弔慰金の対応」で通知のありました災害関連死認定基準、具体的には新潟県中越地震の当該対応を参考とし、災害弔慰金の支給等に関する法律、これは昭和 48 年 9 月 18 日法律第 82 号、これの災害弔慰金の支給対象への該当の有無を医師の意見を踏まえ組織的に判定することとしますとの回答でございました。

河北新報では、4 月 21 日の震災関連死の特集に引き続き、6 月 7 日の紙面にも取り上げているのでありますが、これを若干紹介させていただきますと、震災関連死とは震災後避難生活のストレスや体調悪化などで体調を崩して亡くなるケースであり、津波や建物の倒壊

などによる直接死と区別される。市町村が設置した医師や弁護士らによる専門家の委員会が震災との因果関係を判断し、認定されると災害弔慰金が支払われる。阪神大震災では兵庫県の死者 6,402 人中、関連死と認められたのは 919 人。新潟県中越地震では死者 68 人中 52 人が関連死と認められた。とあり、今般の東日本大震災では、厚生労働省が 2004 年の新潟県中越地震で長岡市が作成した震災関連死の認定基準を各都道府県に示し、各市町村へ周知するよう求めており、そこから委員会での市当局の回答となったんであると思うのであります。

しかし、同省の担当者は極めて異例の情報提供について、あくまでも情報提供であり、認定基準はそれぞれの自治体が独自に判断するものだと説明しているのであります。長岡市の基準によりますと、地震が発生した 04 年 10 月 23 日から 10 月末までの死亡は関連死と推定、1 カ月以内は可能性が高い、1 カ月以上は可能性が低いと明記、6 カ月以上経過後の死亡は震災関連死ではないと推定などとしており、関連死を認める要因としては、病院の機能停止や交通事情などによる初期治療のおくれや地震のショック、余震への恐怖などの環境の激変を挙げている。また、阪神大震災や中越地震の被災市町村によると、病歴などの個人情報が見明らかになるおそれや基準に沿うように診断書が偽造されかねないことなどから、関連死の判断過程や基準は公表していなかったそうであります。

厚労省が各都道府県に示したのは、長岡市の弔慰金支給震災委員会設置要項、委員構成、関連死認定基準、中越地震の死者 68 人の死亡状況で、長岡市の名は伏せられているそうあります。これらを踏まえ、市当局としてどうとらえ、どう対応し、どう告知をしていくのかを伺うものであります。

次に、復興に向けての質問であります。

復興ビジョン、復興計画の速やかな策定及び実行を願うものであります。4 月 19 日に多賀城市震災復興基本方針の策定がなされ、同日、多賀城市震災復興推進本部が設置されました。約 1 カ月後の 5 月 23 日に第 1 回多賀城市震災復興推進本部会議が持たれ、6 月 1 日に震災復興推進局を設置、その後 6 月 6 日に第 2 回多賀城市震災復興推進本部会議、6 月 13 日に第 3 回を開催、6 月 14 日には第 1 回多賀城市震災復興検討委員会を開催、その後、6 月 20 日には第 4 回多賀城市震災復興推進本部会議、そして 7 月 6 日に第 2 回多賀城市復興検討会議の開催が予定されており、おおよそ 10 年間の計画期間で多賀城市の再生に取り組み始めたのであります。

復興検討委員会の提言の中にも、スピーディーに、スピード感を持ってという内容のものがございました。国・県・近隣市町との整合性もある中で、多賀城市らしさを失わず、願わくば消えてほしい宮城県沖地震や震災の再来に対しての安心安全、減災のまちづくりを推進していきたいものであります。そのためにもスピードは大事であります。御所見を伺いたいものでございます。

また、安心安全を確保しながら、大事なものは経済対策であります。多賀城市内の工場地帯の企業の皆様、商工業者の皆様の復旧・復興は雇用をも守るのであります。

去る 6 月 2 日の河北新報に、仙台市集中経済施策 86 億円という見出しが躍っておりました。震災で冷え込んだ経済を立て直すため、被災した中小企業に 3 年間返済を猶予する融資制度、製造施設の現地復旧に対する補助制度を新設するほか、商店街が主催するイベントへの助成を拡充し、資金繰りの悪化、交流人口の減少といった直近の課題に対応するものであります。

この集中経済施策は 1. 企業経営と事業再生の応援、2. にぎわいの創出、3. 早期の営農再開、4. 緊急雇用対策を柱に 16 項目を掲げ、中小企業の支援策として、罹災証明を受けた事業者

が市の災害関連融資制度を利用する際返済を3年間猶予し、期間中の利子と保証料を市が支払い、返済期間も3年間延長する。製造業では、被災した中小企業が1,000万円以上を投資して現地での建てかえや設備の更新を行う場合、固定資産税相当額を3年間交付する。津波で甚大な被害を受けた仙台港地区は対象を大企業にも広げるそうであります。農業分野では、津波で浸水した東部の地で田畑に堆積した瓦れきなどを今年度内に撤去する。取扱高が減少した中央卸売市場では、関連事業者の施設使用料を本年度末まで2分の1を減免する。東北の夏祭りが集結する「東北六魂祭」、観光PR集団「伊達武将隊」の全国キャラバンで観光業を底上げし、地元の名産品をギフト商品として採用してもらった販促キャンペーンも展開する。また、緊急雇用対策として2,000人分の予算枠も確保。即戦力型の人材育成事業で雇用のミスマッチ解消を目指すとしており、市内732社に4月中旬緊急の聞き取り調査を実施して課題を把握したそうであります。

多賀城市においてもスピーディーな集中経済対策が必要と思うのでありますが、当局の対応を伺うものであります。

以上、最初の質問であります。御答弁よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石橋源一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

森議員の御質問にお答え申し上げます。

1点目の震災関連死につきましては、厚生労働省からの認定基準ということでございますが、これは平成23年4月30日付で同省から各都道府県災害弔慰金事務担当者あての事務連絡として、2004年の新潟県中越地震の震災関連死の認定基準例が参考として示されたものにはすぎません。

しかし、これがさまざまなケースを判断する上での参考として考えられることから、今後、本市でも医師等を構成員とする災害弔慰金支給審査会を組織し、この基準例を参考に市としての認定基準を定め、それに照らし災害と死因との関連度合いがどうであるかを見きわめ、災害関連死に該当するか否かを判断してまいりたいと考えております。

なお、災害情報第4号「つながろう！多賀城」に災害弔慰金に係る記事を掲載しており、また災害弔慰金に該当するかどうかについては、被災者総合相談窓口においてとにかく個別に相談を受け付けし、震災の発生から死亡に至る状況等をお聞きし記録として整理しております。また、御遺族から災害弔慰金の申し出があれば、添付された死亡届、検案書の記載からも情報を整理し、判断のための資料とさせていただきます。

最後に、災害関連死に関する周知ということについてでございますが、死という人間の尊厳にかかわる問題でもありますことから、慎重に対処してまいりたいと考えております。

2点目の御質問についてお答えいたします。

まず、復興ビジョン、復興計画を速やかに策定することとでございますが、吉田議員にもお答えしているとおり、現在、復興に向けた将来像と取り組み方針に関して多賀城市復興検討委員会において検討していただいております。同委員会の提言を受けて8月ごろには復興ビジョンを、10月ごろには復興計画を策定することにしております。この復興ビジョンを実現するための計画期間を10年間として定め、復旧期・再生期・発展期の3期に分け、

それぞれの期間ごとに復旧・復興施策の目標を設定することにしておりますので、森議員の御提言にあるように早期復興を目指して鋭意取り組んでまいります。

次に、集中経済施策に関する御質問でございますが、本市の復興を進める上では積極的な経済活性化の取り組みは不可欠であり、その取り組みはスピーディーな対応をもって速やかな地域経済の回復を図る必要があると認識しております。現在のところ、国の補助事業などを活用しながら雇用創出事業を拡充するなどして、市民の生活基盤の安定化を図るため雇用を重点とした施策を実施しているところでございますが、今後は被災した事業者を対象に被災状況や経営再建に向けた意向調査を行い、経済回復に取り組むべき施策を展開したいと考えております。

藤原議員、佐藤議員、吉田議員にもお答えしたとおり、中長期的な経済再生施策についても検討を進め、復興計画に盛り込んで実施してまいります。

以上でございます。

○議長（石橋源一）

森議員。

○7番（森 長一郎議員）

まず1点目でございますが、震災関連死についてでございます。

基準をつくってやっていくというふうなことで、災害が起こったときにこういう基準をつくっておくということが非常に大事なんだなというふうに思います。なぜかと言いますと、これは4月21日の新聞なんですが、「市町村板挟みの苦悩 共通の指針求める声」というふうなことで、認定をめぐる遺族と向き合うと非常に大変な立場でこの判断をしなければいけない。実際ここで「多賀城市は」というふうなことで、多分取材があったんでしょう。「病気など津波以外の原因で亡くなった方の遺族から弔慰金の問い合わせが来ていると言い、どこまでが関連死なのか基準があれば判断しやすい。国が統一的に審査を担う方法もあるのではないかと指摘する」というふうな自治体の声に多賀城市の声も載っているのがあります。

ということで、国が方向性としてはまず基準を設けてもらえれば、ただ、下の方にもずっと書いてあるんですが、一番その地域性とか情報なりを持った自治体が柔軟性を持って判断するというのも大事なのではないかなというふうなことで、非常にここも難しい基準のつくり方なのかなというふうなことがわかります。それだけにこの基準の方向性ということに関して、まず前向きに取り組んでいくと。ただ、周知については非常に微妙な問題である、個人情報も含めてというふうなこともよくわかります。

ただ、実際こうやって議会の場で質問することによって、もしかしてうちの家族も関連死なのではないかなというふうな方がいらっしゃれば、やはりその情報として持っていることと、判断してあげられるものは判断してあげたい、テーブルの上に、俎上に上げてあげたいというのがありまして、やはり公平に皆さん情報は持ち合いたいというのがありまして、あえてこの場をかりて質問させていただきました。この件に関しては答弁は結構でございます。よろしく、どうぞお願いいたします。

次の皆さんからもずっと出てまいりました震災復興なんでありますが、ホームページからずっと拾わせていただきました。検討委員会、第1回が終わりまして、まずここで意見の吸い上げ、提言の吸い上げがなされたんですが、ここで本当にスピーディーなと、スピード感を持ってというふうなことがあります。これもできることとできないことがという、

仙台の、実は2問目の二つ目の質問にあったんですが、多分アンケートというふうな方法を選ばれた。そして仙台市が多分、塩竈とか早目に動いているというのがあって聞き取りをしたというふうなところでの方法論の違いだとは思いますが、ただ、いち早くそれをキャッチして施策に打ち出すというふうなことがまず必要なんだということを実は言いたかったんでありますけれども、それに伴って何が大事なのかというポイントが出てくる。

実際、商工会に加盟している、ないし商工業者の方々にもアンケートをとというふうなことがありました。実際ここで指針としましては、アンケートはこれだと思わすけれども、市民へ、被災された市民の方々へまずこれは聞き取りをしている。商工関係の方々にも同様のアンケートなんでしょうか。済みません。この件だけお答えいただければ。

○議長（石橋源一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

復興推進局長に答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（石橋源一）

復興推進局長。

○震災復興推進局長（鈴木 学）

お答え申し上げます。

今回、市民の方にアンケートを出したんですけれども、そこにはやはりポイントを絞って、住宅の考え方ですとか生活の再建の考え方をお伺いしたんですけれども、企業の方はちょっとまたポイントを違えて、基本的には同じなんですけれども、今後も多賀城市で経済活動をしていただける意向があるのかどうか、それから何が今不足しているのか、何が行政として手助けができるのかということを中心に伺いしようというふうな考えております。

○議長（石橋源一）

森議員。

○7番（森 長一郎議員）

きのうからのずっと皆さんの一般質問を重ね合わせていまして、このアンケートの内容を拝見させていただきまして、また仙台市の経済施策も拝見させていただいて、要は早い対応、モールでしたっけ、仙台港がもうどんどんオープンして宣伝もしていると。境界になっている多賀城に関しては、やっとまあ少しずつお店が開いてきたというふうな状況であります。この違いがこの提言の中にも、仙台市との連携とか2市3町の連携とか県との連携、国の連携とあります。ただ、実際仙台は仙台でどんどんどんどん先んじて、多分この施策を生かしてやっていっているんだと思います。

多賀城市ももうちょっとスピード感を持って、逆に、まず住まわれている方はもちろんなんですけど、被災されている方はもちろんなんですけど、被災されている業者の方々、何が必要なのか、それこそ復興には何が喫緊に必要なのかというニーズをやはり拾い上げていって施策に出す。一番は何がすごいと言っても、私は実はこの見出しがすごいなと。「仙台

市集中経済施策 86 億円」とバンとこうやって出ているわけです、見出しの中で。この文字だけで元気になりそうですよね。

まずは何を打つのか。深谷議員の方からもありました。市長の主張は、多賀城市の主張は何なんだというふうな部分がやはり必要なのかなというふうに思います。要は工場の方々に残ってほしいんだと。でも、全体的な活気として何とか盛り上げていきたいんだと。経済施策これだけ打ちます、多賀城はというふうなことが必要なのではないかなと。やはり発信が必要なのではないかなというふうに思います。ですから、並行して、やはり一つ一つその復興会議等が出てきたことはアピールをしていく、どんどんどんどん多賀城は前に進んでいっているというふうなことが大事だと思います。市長、その辺のお考えを伺いたいと思います。

○議長（石橋源一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

当然森議員おっしゃったように、最終的な復興計画の結論は9月ごろに大体まとまっていくなかなというふうに思いますけれども、今から9月まで何もしないで待っているわけには当然いかないし、今御指摘された、出てくるたんびにとということも、あるいは並行して皆さんに訴えていく必要はあるのかなというふうに思っております。

仙台の86億円というのは確かに数字上から見ればすごい数字ですけれども、当然多賀城では8億6,000万円もというふうな、例えば10分の1としましてもなかなかその辺は決めかねるところでございましてけれども、深谷議員からも午前中にいろいろ御指摘いただきましたので、できればあっちこっち東奔西走しながら、走りながら考えながら、打てるものは打っていくような仕組みづくりを考えていきたいというふうに思っております。

○議長（石橋源一）

森議員。

○7番（森 長一郎議員）

まずは今の市長の考え方、この震災をそれこそ職員の方々、それから地域の方々みんなで乗り切ってきたわけですので、新たな復興です、ここまで頑張ってきたんですから、これから先もっともっと頑張ると思いますので、まずお互い前に進んでいきたいと思っておりますので、よろしく、どうぞお願いいたします。

以上でございます。

○議長（石橋源一）

次に、8番雨森修一議員の登壇を許します。

（8番 雨森修一議員登壇）

○8番（雨森修一議員）

本議会の中、大トリだとかいろいろと声が出ておりました。これから9月議会までこういう場がないわけなんです、あるかないかは定かではございませんので緊張しながら、また穏やかに質問させていただきたいと思っております。

初めに、3月11日午後発生いたしました東日本大震災によりましてとうとい多くの命が亡くなられ、心から哀悼の意をあらわす次第であります。そしてまた、数万という被災者に対しても心からお見舞い申し上げたいと思います。

私の質問はこの被災者支援についてであります。もう既に各議員からも出尽くしまして、先ほども佐藤議員からの質問の中に市長のお答え、お考えも伺っておりましたので、余りしつこく聞くことも差し控えたいというふうに考えております。

このたびの東日本大震災により多数の市民が被害を受けています。被災者生活再建支援制度による住宅被害等の再建支援及び3段階の区分による義援金の支給がなされている。区分外の被害に対しては何の支援もなく、市民の不満が募っております。一部損壊等の住宅、店舗等に対し、市独自で何かの支援を行うべきと考えるが、市長のお考えをお尋ねするものであります。

私も現在数件下の相談事を受けております。その中にも老夫婦、74歳の御夫婦の方がこの4月7日の地震におきまして、アパートなんです。壁も落ち生活ができないということで5日間車の中に寝泊まりしたと。そして、ガソリンがなくなりまして相談したら、避難所に移されましたという方もいらっしゃいます。その方々はお二人とも障がい者でありまして、奥さんの方は車いす、だんなさんの方は余り詳しく申し上げませんが、障がい認定証を持っております。調査の結果、恐らく27日には配達されるということでありますが、一部半壊になるのではないかというような話も……ごめんなさい、一部損壊ですね。ごめんなさい。というような話も耳に入っております。じゃ、そうするとその夫婦はどこへ帰っていくんでしょかね。法は法として、そういった弱者を何かの形で救済するそのような考えを、また心を、市長にぜひお願いしたいと思うわけです。

その一部損壊、その数がどれぐらいあるのか、そういったこともこれから調査といいますと非常に時間もお金も大変でございますけれども、そういったものをぜひお願いしたい。はっきり申し上げて、留ヶ谷の方あるいはまた浮島の方、多賀城全域におきまして、うちもひびが入った、壁がおかしいという家庭もいっぱいあるんですね。そして、その3段階には入らなかったということで何の補償もないし、別に何か欲しいというわけではないんだと、金額じゃないよと、市長、心を下さいという声も多々聞いております。

この詠み人知らずという歌の中に、被災を受けた方が落ちぶれたとは申しませんが、「落ちぶれて袖に涙のかかるとき人の心の奥ぞ知らるる」という歌がございます。詠み人知らずです。やはりいいときは皆そんなに感じないんですよ。悪くなったときに「人の心の奥ぞ知らるる」、これは今まさしく市長の心の奥そのようなものを、被災した方々がその心をお願いしたい、そのような気持ちでいるのではなかろうかなと、そのように感じます。市長の決断が問われるときでございます。

今多賀城で津波被害によりまして調査が行われておりまして、6月26日現在で4,213件、調査済みが4,157件と非常に調査の方も順調にいったおるわけですが、このような一部損壊という方々が不平不満といいますか、何とか、お金じゃないんだよと、何十万寄せせよと言っじゃないんだと、そういう気持ちが我々に伝わってまいります。くどくなりますから、これ以上申し上げませんが、ぜひ、市長、単独で、私は逆に考えるんですよ。千年に一遍のときです。千年に一遍の大地震です。このときこそやはりほかの基金を崩しても、例えば外郭南門の基金でも10億近くあります、2億ぐらい崩してもいいんじゃないですか。将来的に、今外郭南門が必要かと、将来はつくりたい。しかし、その基金も一部崩して、そして市民の皆さんに、被災した方々に少額ながら、少額ながら支援をすると、その心が私は大切だなと、そのように私自分勝手なことでありますが、考えている次第であります。

この問題は余りくどくなりますので、この辺で失礼いたしますが、現在奈良県からも単独で多賀城に家屋調査に来ていただいております。あるいはまた兵庫県からも担当外でございましたが、多賀城は担当外でありましたが、よし、調査に協力しようということで34名の方が多賀城に入ってくれました。そして、1,104件という家屋調査をしてくれました。これも皆、心なんです。担当は違うんですけれども、そういうことで多賀城さんのために応援しますよということをお願いしております。ぜひ、市長、先ほど申し上げましたが、何か市長の英断でこの危機を乗り越えていく。そして、本当に市民と一体となつたまちおこし、復興ということは大事なんです。私は切にそれを感じるわけではありますが、どうぞひとつよろしく願い申し上げます。1点は終わります。

質問の第2点でございますが、多賀城市における児童・生徒及び教職員の心のケアについてであります。

多賀城市の幼稚園、小中高、特別支援学校等、死者が一人もないということは、日常時において災害時に対しての心構えができていたと、すばらしいことでもあります。絶賛したいと思います。特に、保育所、幼稚園の先生方は大変であつたらうかと、その御苦労を感じますと本当に子供たちを守ってくれたということに対しても感謝申し上げます。

この千年に一度と言われる巨大地震、大津波を体験した園児を初め子供たちの心の傷は大きく、心のケアが求められています。また、学校現場において各担任の先生、校全体の教育側、教育者側に対しても同様心のケアが必要と思われまふ。

県教育委員会の6月22日現在の調査報告書によりますと、この大震災に伴う公立学校の人的被害状況が次のとおり資料がございます。その中で、参考までに申しますと、県内の幼稚園、小中高、死者の数は311名でございます。311名が亡くなっております。そして、行方不明者は51名であります。大河原管内はゼロであります。仙台管内におきましては死者が37名、行方不明者が1名であります。また、北部管内はゼロ。そして、大惨事となりました東部管内は、石巻は161名、行方不明が11名でございます。東松島市は28名と亡くなっております。南三陸では7名。これを合わせますと311名になるわけですが、子供さんたちがとうとい命を失われております。時間の都合上、仙台管内だけを紹介しますと、児童が亡くなった町、市は塩竈が1名、名取が24名、亘理が2名、岩沼市が3名、山元町が7名、そして七ヶ浜町が1名であります。38名のとうとい子供たちの命が失われております。

そこで、子供たちのケアということでありますが、このケアをするに当たりまして、直接担任する先生方の心のケアも必要でございます。この震災におきまして県内の教職員、先生方も16名死者を出しております。そしてまた3名の行方不明者、計18名であります。16名と3名、19名ですか。ちょっと間違いました。大震災を体験した子供たち、そして教壇に立つ教職員の心痛はいかばかりかでありまふ。

この結果、男性教員のストレス、酒の量がふえてきたと。女性教員のストレスの中に甘い物を食べ過ぎて体重がふえてきたと、このようにも報道されているんです。これは笑い事じゃないですよ。現実、そうなんです。そして、解消法としては十分に休暇をとること、体を休めることなんです。やはり現場の先生方が子供たちに教育する場合、自分の体調が不調であれば子供たちにも教育というものが十分届かないんですよ。そういうことで十分に休暇をとっていただく、それがストレス解消法の一部だと言われております。

それから、スクールカウンセラーについて、私も宮城県の方に2回県庁に上がりました。そして、教育庁の方の担当職員といろいろとお話をさせていただき、データもいただきました。その中に私が驚いたことは、多賀城市はこの3月17日から6月23日の間に延べ27名というカウンセラー、先生方が市から要求しまして来ているんですよ。お願いして

いるんです。これは県下一なんです。多賀城市は7校、延べ27名、これは県下で一番です。それから、山元町は2番で18名。これはデータはいろいろとありますが、最後まで読んでみますと、教育委員会の方に県の方からデータをいただきましたので、また教育課の方に行かれましたデータがございまして見ていただければわかりますが、石巻は12名です。いかに多賀城はそういった教育に対して熱心に取り組んでおられるか。私はお伺いしてびっくりしました。そしてまた県の職員は、いやあ多賀城さん、すばらしいですねと褒めておられました。

そのようなことで、我々わからないところで非常に取り組みというものがしっかりなされている。その結果として、やはりこの大惨事において死者がゼロであったと。先生方の取り組みがすばらしい。そしてまた、多賀城市の体制が整っておると、そのように感じた次第であります。そういったことを踏まえながら、今後、我が多賀城市におきましても、どのように心のケア、子供たちに、そしてまた教育担当の先生方に対しても対応していかれるのか。この問題は長期間かかります。短期では済むものではないんです。そのようなことを踏まえて、質問の内容といたしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（石橋源一）

市長の答弁を求めます。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

雨森議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、一部損壊の世帯に対する修理の独自支援を行うべきとの御質問でございますが、藤原議員にお答えしたとおり、社会資本整備総合交付金活用の可能性や既存の補助、融資制度の動向を踏まえた制度設計を研究してまいりたいと思います。

また、店舗や事業所などの修理は各種融資制度の利用にとどまっておりますけれども、吉田議員にお答えしたとおり、中小企業等グループ施設等復旧整備保持事業が創設されましたので、これで対応してまいりたいと思っております。

先ほど雨森議員から、千年に一度の地震なので基金を崩してもやったらいいんじゃないかという話もございました。ただ一部損壊の関係は、例えば今調査している最中でありませけれども、1,000件、津波被害に遭ったところで一部損壊が約1,000件、その他が今500件以上じゃないかなということで、合計言うと1,500件ぐらいになるかもしれませんね、一部損壊というのは。ただ、どこまでが一部損壊でということが、やっちゃうとひびが入って、あるいは極端な話ですけども、いろんな損壊の仕方があって線引きがどこでやったらいいかというのは非常にわからなくなってしまうという、歯どめがかからないということになっちゃう可能性があるわけですね。何であんたのところでもらったけれども、あんた、こっちもらってないよという話が蔓延してくる可能性もあるわけでございます。

先ほど佐藤議員にお話ししましたが、今議会の最初に申し上げましたとおり、今後の配分で裁量の余地があればということで、その辺で今後いろいろと研究してみたいということをお願いするにしております。何しろ皆さん御存じのように、100億もの補正予算というのは多賀城市にとっては初めてのことでなかったかと思えます。どこまでこの財政内容が耐え得るか、ちょっと際限がわからないような状況のところもございまして、総体的な意味合いもいろいろと考えた上で、この裁量の余地等考えながら、その一部損壊への手当て等を考えていきたいというふうに思っております。

学校での心のケアにつきましては、教育長から答弁させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（石橋源一）

教育長。

（教育長 菊地昭吾登壇）

○教育長（菊地昭吾）

2点目の御質問につきましては、学校教育にかかわることでございますので、私の方から御回答申し上げます。

心のケアに関する御質問につきましては、昨日の戸津川議員にお答えいたしましたとおり、本市在住の臨床心理士の協力を得まして全教職員を対象に研修を開催し、児童・生徒の対応に当たってまいりました。さらに、各学校では震災後の3月23日、24日のアンケート調査を全児童・生徒に実施をいたしまして、子供たちの心理状況の把握に努め、担任や養護教諭、カウンセラーやスクール・ソーシャルワーカーと連携をいたしまして、児童・生徒やその保護者のケアに努めてまいります。

また、議員御指摘のとおり、教職員の中には不幸にも御家族を亡くされた職員や肉親がいまだ行方不明の職員もおります。職員自体も震災現場を目の当たりにいたしましてさまざま心の葛藤があることから、各学校では4月以降校長が全教職員と面談を行い、教職員の心身の健康に十分留意して教育活動に取り組んでいるところであります。

今後とも児童・生徒一人一人の心の傷が癒えるまで動向を注視し、適切な心のケアに努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひをいたします。

以上であります。

○議長（石橋源一）

雨森議員。

○8番（雨森修一議員）

市長のお答え、答弁、前段に何名の方々の答弁をお聞きしてしまして、大体そんなところだろうなというふうには、ですから私は、市長、このことに関してではなくて、様子を見ながらというのは、それは通常のと看でもいいんですが、やはりこの際我がまちは、おれはこれをやるんだよと。そして、その様子が実現されたらそれをカットして返済するとか、できるんですよ、工夫ですよ。工夫なんです。これはやるぞというものをお願ひしたいなと、そう思うんですよ。おっしゃるように100億円という金は大変です。わかります。だけれども、崩すのは崩していいんですよ。決して南門の10億円をためておっても、私にはそんなに金たまっていると思わないんだものね。決して南門をつくるなって言うわけじゃないんです。ただそういう金を一部利用して、そして今の危機を何とか乗り越えろと。その誠意がやはり市民に伝わって、市長、よくやってくれたというそういったものが私にただきたいんです。これは非常に話がおかしくなるんですけども、タオル一本でもいいと言われてました。タオル一本でいいんだよ、心をくれないかとおっしゃってました。地盤はひびが入っている、家にもひびが入っています。ただそれも対象になりません。だけど甘えることはないんだと、ただ心が欲しいよねという市民の声も多々聞かれます。

そういうことで、やはりここで市長が英断下しても、恐らく皆さん賛成するんじゃないかと私は思うんですけども、そしてそういう心を我々議員は一般市民の方に、うちの市長はこういうふうにきめ細かいところまで頑張ってくれるようだよということをPRして歩きたいし、それによって心の復興が一日も早く成し遂げられるのではないかと。まずやはり企業も大事です。しかし、6万市民のやはり復興ですよ。私はそれを訴えていきたいと思えますので、どうぞそういったことも善処いただきましてお考えいただきたいと思えます。これはもう一回だけ答弁を。

それから、教育長のは後でいいですか。教育長、ありがとうございます。それで私も県の方に伺いまして、非常に多賀城さんの取り組みは素晴らしいと、余り褒め過ぎると困るんですが、後々の問題ありますからね。だけれども、本当に感激しました。よくやっていたらしゃる。この実績から見ましても県下で一番ですよ。このように引き続いて、ますます子供の教育に関しましてもよろしくお願ひしたいと思えます。答弁を簡単にひとつ。お願ひします。

○議長（石橋源一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

雨森議員のその気持ち理解いたしました。ただ、私が懸念しているのは、やはり大震災で大きな穴があかないようにだけは、これはしなくちゃいけないなという思いがいたします。その気持ちは十二分にわかりましたので、いろいろ早目に決断するときはしたいと思えます。以上です。

○議長（石橋源一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

今回の心のケアについて、教職員にまで思いをいたしていただきましてありがとうございます。最も大きい傷は子供たちであります。今後とも一丸となってその解消に努めてまいりたいというふうに思えます。

以上であります。

○議長（石橋源一）

雨森議員。

○8番（雨森修一議員）

市長ね、穴があくというふうに今お聞きしまして、確かに恐れることであります。穴があいていいんですよ。ええ。その穴埋め10年間かかって埋めたらいいんじゃないですか。みんなで一先懸命になって。そういう心で、穴があくことを恐れることはないです。こういうところは工夫しながら、みんなで助け合っけずなで結ばれていけば、やはりものであり心が多賀城市民が一体となっていく、そのような姿も改めて生まれてくるのではなかろうかと思えます。これは答弁要りませんが、どうぞよろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長（石橋源一）

これをもって一般質問を終わります。

市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

補正予算の審議の中で、松村議員、竹谷議員、昌浦議員から御質問あるいは御提言をいただきました……、高速道路無料化に係る罹災証明の発行事務について、改めて説明させていただきます。

市町村発行による罹災証明書、罹災届出証明書と運転免許証等の提示により6月20日から無料の措置が開始されたことに伴いまして、証明書の発行事務に関して先週1週間で5,006件の申請を受けることになり、発行窓口は非常に混雑いたしました。

しかしながら、6月26日現在で罹災証明書1万3,707件、罹災届出証明書1万1,247件、合計2万4,954件、これまでに累計で受け付けしております。ことし2月までの世帯数2万4,739世帯でございました。証明書発行件数はもう2月末での全世帯数を超過しております。今後、発行事務は新規発行から再発行へ移ってくるものと思われれます。このことによって、今後は通常業務の中で何とか交付できるものと考えておりますので、新たに一律の理由での全市民への証明書発行の必要性は低いと判断しております。

以上でございます。（「わかりました」の声あり）

○議長（石橋源一）

中村議員。

○12番（中村善吉議員）

ありがとうございます。

過日、議案第33号審議におきまして、不適切な発言がありました。心からおわび申し上げます。つきましては、その箇所を会議録からの削除をお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（石橋源一）

ただいま中村議員から削除していただきたいというお話がございましたので、そのようにさせていただきますと思います。

それでは、ここで休憩をしたいと思います。

2時25分再開であります。

午後2時11分 休憩

午後2時25分 開議

○議長（石橋源一）

再開をいたします。

市長。

○市長（菊地健次郎）

きのう、実は昌浦議員の質問に答えたときに、多賀城市議会の皆さんに誤解を与えるような発言がちょっとあったかというふうに思います。別にそういう皆さんをあおる意味で言ったわけではございませんので、ちょっとその辺文章を後で削除お願いできないかということで、私の方から提言させていただきたいと思います。済みません。

○18 番（昌浦泰己議員）

議長、今のことに関して発言させてください。

○議長（石橋源一）

昌浦議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

昨日の私の一般質問の中の再々質問への市長の答弁を拝聴していて、議事録にそのまま載せることは本当にいささかちょっと心配な部分がありました。もし市長から削除の発言がなければ、逆に私の方から発言を求めて提言をしようかと思っておりましたので、これを了承し、また安心をいたしました。

以上でございます。

○議長（石橋源一）

そういうことでございますので。

日程第 3 議案第 42 号 平成 23 年度多賀城市一般会計補正予算（第 4 号）

○議長（石橋源一）

日程第 3、議案第 42 号 平成 23 年度多賀城市一般会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（石橋源一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 42 号 平成 23 年度多賀城市一般会計補正予算（第 4 号）は、歳入歳出にそれぞれ 3 億円を追加し、総額 311 億 4,799 万 6,000 円とするものであります。

これは災害援護資金貸付金の増額を行うに当たり必要な予算措置を行うものであります。

なお、詳細につきましては各部長等から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

それでは、資料 4 の 10 ページ、11 ページをごらんいただきたいと存じます。

ただいま市長が申し上げましたように、13 款 2 項 1 目災害援護資金貸付金に 3 万円を追加し……大変失礼しました。3 億円を追加し、4 億円とするものでございます。

これは専決処分させていただきました平成 23 年度一般会計補正予算（第 1 号）で計上しました予算額 7,000 万円に、先般議決いただきました同会計補正予算（第 3 号）で 3,000 万円を追加補正し、計 1 億円としたところでございますが、条例の改正による同資金の貸し付け条件の緩和に加え、このたびの震災により被災した自家用自動車も家財の範囲に含めることが可能とされたことにより、半壊に満たない住家の被災にかかわらず、家財 3 分の 1 の被害で同資金の貸し付けを受けることができるとの通知が入りました。

このことにより、4 月時点では 5 件、5 月下旬時点でも 38 件だった申請件数が、6 月 5 日の時点では 92 件と急激に増加してまいりました。この増加の勢いが今後も続くものかどうかの状況につきましては、まだはっきりとした見きわめはついておりませんが、当面こうした資金需要にこたえるだけの対応が必要との判断から、本補正予算により 3 億円の追加をさせていただき、計 4 億円の貸付枠を確保するものでございます。

以上で、歳出の説明を終わります。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長(兼)会計管理者(兼)会計課長（菅野昌彦）

続いて、歳入の説明をさせていただきます。

8 ページ、9 ページをお願いいたします。

21 款 1 項 1 目民生債で 3 億円を増額補正するものでございます。

2 節災害援護資金貸付金の説明欄の 1.災害援護資金貸付金で 3 億円を増額するものでございますが、これは歳出で御説明申し上げました災害援護資金の貸し付けを行う際の前原資として、宮城県から無利子で借入れをするものでございます。

ここで恐れ入りますが、4 ページをお願いいたします。

第 2 表地方債補正でございますが、補正前の起債総額 31 億 6,260 万円に対し、3 億円増額いたしまして、補正後の起債総額を 34 億 6,260 万円とするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は補正前の内容と同じでございます。

また、今回の地方債の補正に伴うプライマリーバランスでございますが、元金ベースでは 15 億 4,655 万 3,000 円の赤字、元利ベースでは 11 億 4,322 万 2,000 円の赤字となっております。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

○議長（石橋源一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

条例改正の際に、条件の緩和が必要ではないかということで議論をしたんですが、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の中では、明確に家財の被害が3分の1程度ということは書いていますね。先ほど、車の被害も見られるようになったということなんですが、どうのように具体的に見られるようになったのか説明いただきたいと思います。要するに、例えば地震の被害があつて車の被害も足して家財3分の1というふうに見るといふことなのか。あるいは、事実上家屋・家財には被害がなかったけれども、車が例えば津波が来た地域にたまたま置いてあつて車だけが被害があつたという場合であっても、もう一度車を買うためにこの援護資金を使えるということなのか。その辺の制度の詳細をもう少し説明していただきたいんですが。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

あくまで余り細かい話、通知としては来てないんですけども、要するに家財の範囲の中に車を加えることができるようになったということで、当然分母も膨らみまして、当然その分母の中の分子である自家用車の値段というようなものが高いいものですから、3分の1の範囲がそこに入ってくるというふうな形になるかと思ひます。

ですから、今回のこの措置に関しては、東日本大震災の場合の特例ケースというふうな形での通知が入ってきたということでございます。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

そうすると、その家財の3分の1の被害というのはあくまでも生きてると。それで、例えば我が家は貧しくて家財は200万しかないんだと。それ以外に車が100万あつたんだと。そうすると分母300万で分子が車の100万で3分の1だから、これは借りられるはずだといふふうに本人が申告すれば、3分の1の被害になるというような考え方だということですか。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

基本的にはそのような考え方になります。

○議長（石橋源一）

根本議員。

○16 番（根本朝栄議員）

8ページの歳入でございますが、ただいまの御説明で市債で3億円で対応するというところでございますが、これは基本的に国の災害援護資金ということになっておりますから、形としては市債という形をとるけれども、国・県を通じて全額当然貸した分のお金は来るということで、市の持ち出しはないということの理解でよろしいですか。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長(兼)会計管理者(兼)会計課長（菅野昌彦）

そのとおりでございます。

○議長（石橋源一）

根本議員。

○16番（根本朝栄議員）

ただいまの車も家財として見るということで、それはよかったなとこう思います。それで、6階の相談窓口なんですけど、いつの時点で、この間の補正の質疑でもそうおっしゃっていましたね。それ以降に車で行った方が、担当者が二つに分かれたと。要するに、車はいいですよと言ったら、別の担当者が、いや車はだめですと言ったという事例があって、きちんとその辺は6階の担当者に徹底をしていただきたいと。そして、誤らないようにぜひ対応していただきたいということをお願いしたいと思います。

それから、もう一つなんですけど、この災害援護資金の申請は多賀城市で受けます。これをきちんと査定するのは多賀城市に任せられていると、こういうふうに私は勝手に理解するんですが、この点はどこで決定するのでしょうか。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

先ほどの意思の徹底の関係ですけれども、相談には毎朝ミーティングをして、変更点があった場合にはそういった旨相談に当たる職員の方々に対しては説明しているつもりなんですけど、なお十分徹底させるようにさせたいと思いますので、よろしくお願いします。

それから、決定者でございますけれども、これは多賀城市でございます。

○議長（石橋源一）

根本議員。

○16番（根本朝栄議員）

多賀城市が決定者なんですよね。補正予算の質疑のときも申しましたけれども、先ほど来、今議会でも恐らくきのう、きょうと一部損壊の人の対応のあり方ということで、市長に質問がかなり行ったと思いますね。先ほども雨森議員からもお話がございました。問題は、半壊に近いぐらい家が壊れていて、その修理費用を捻出できないという方をどうするのかという、そういう方をどう救っていくのかと。もう立派な被災者でありますね。その方々も再建をしていかなければ、多賀城市全体の再建にはならないと。そしてまた、そういう

一部損壊の方が非常に多い、西部地区には。そういった方々の再建を考えないで、多賀城市全体の再建など到底考えられないところ思うんですね。

ですから、そういう意味では、当然家財も壊れているし、また資金を借りるときに家財でどうしても150万まで足りない、家財の損害だけではね。だけれども、壁とか屋根を直すと当然150万以上はいくんだと。それで150万で申請をして、そういう方も中には出てくる可能性があります。ですから、そういう方々には再建の道筋としてとりあえずこの災害援護資金が借りられるように、審査の中でそういうこともお認めいただけるような体制づくりも私は必要じゃないかと思うんですけども、そういうことはどうですか。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

先ほどの家財の関係ですと、3分の1の被害があって、その部分に該当するのが150万円ということになりますね。それとは別に一部、私もちょっと不確かな情報で全部をお話しできなかったんですが、23年7月中旬ごろから新たな支援資金についての制度がスタートする予定になっております。

これにつきましては、住宅の補修費ということで250万まで借りられる制度になります。これが社会福祉協議会を窓口とする貸し付けの制度ということになりまして、これは連帯保証人が原則1名ということになっているんですけども、連帯保証人を立てられない場合でも貸し付けは可能である。それから、貸し付けの利子でございますけれども、これは無利子であると。それから、連帯保証人が立てられない場合には1.5%と。これは災害援護資金と同じでございます。それから、据置期間でございますけれども、最終の貸し付けの日から2年以内が据置期間ということで、2年以内は無利子であると。それから、償還の期間でございますけれども、据置期間経過後20年以内ということになります。ただし、これについては標準は7年以内と。自由設定ということになるかと思っておりますけれども、そのような形でのいわゆる生活復興支援資金というふうな形での貸付制度がこれと並行して走る情報を得ておりますので、それらとの組み合わせの中で、より使いやすい資金を手当てしていただければいいのかなというふうに思っております。

○議長（石橋源一）

よろしいですか。

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

150万円まで貸してくれるということで、自動車が入るといふふうに決まったのは最近だと思っておりますけれども、そういう認識でよろしいですか。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

これは通知が5月25日に国の方から参っております。5月25日付ですね。失礼しました。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

25 日付で、実際は文書は 6 月に来たということじゃないかと思うんです。それで、この資金を多分以前に貸してほしいという申請があって、3 分の 1 に満たなかったと。自動車を入れると 3 分の 1 になるという方もおられるんじゃないかと思うんです。そういう方はどういづくあいに救っていかうとしておりますか。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

これまでたびたびルール変更があるものですから、その辺のフォローというなのが非常に難しくなっております。先ほど条例改正のところでお話ししましたように、3%から 1.5%になっただけで、結構これは大きな違いということになりますので、なるべくそういった周知をしっかりと徹底させながらこれまでやってきたつもりでございますけれども、今回の関係につきましてもその辺の周知もしっかりとやっていきたいなというふうに思っております。

ただ、申請が上がってきてだめだった人の分について、どの程度そういった積み残しがあるものかどうか。申請書を見ればわかるんですけども、ただ申請書を出す前にお帰りになってしまう方々もおりましたので、そういった方々については周知をしっかりと徹底させていただいて、それらについても使えるというふうな形でお知らせをしていきたいというふうに思います。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

これは不公平になりますので、私が行ったときはだめだったと、法律変わっちゃったので、今度はいいと。あのときはどうだったという不平不満が出ないように、しっかりとフォローしていただきたいというふうに思います。これはお願いをしておきたいと思います。

今回の 4 億円についてはどのくらいの件数を見込んで予算計上したのか。その辺についてだけお伺いします。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

これはなかなか金額を特定する、どのあたりに資金需要があるのかというふうな部分については非常に難しい形でございます。今までの貸し付け決定した金額と件数で割り出していきますと、大体 200 万円を切るぐらいの金額になっております。ですから、200 万円ぐらいの金額で件数というふうな形で 4 億円というふうな形をさせていただきました。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

そうすると、大体 200 万円を基本として今回の補正に計上したというぐあいな理解でよろしいでしょうか。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

そのとおりでございます。

○議長（石橋源一）

よろしいですか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 42 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 4 多賀城市農業委員会委員の推薦について

○議長（石橋源一）

日程第 4、多賀城市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。市長より 2 名の推薦依頼がありますので、被推薦者を 2 名にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、被推薦者は2名と決定いたしました。

お諮りいたします。推薦方法は指名により行うこととし、指名の方法については議長において指名することとしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

それでは、議会推薦の農業委員に板橋恵一議員並びに佐藤剛大君を指名いたします。

○議長（石橋源一）

次に、議会として推薦する議決を行います。

この際、地方自治法第117条の規定により、板橋恵一議員の退席を求めます。

（9番 板橋恵一議員退席）

○議長（石橋源一）

これより採決いたします。

板橋恵一議員を多賀城市農業委員会委員として推薦することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認め、さよう決めます。

板橋恵一議員の入場を許します。

（9番 板橋恵一議員入場）

○議長（石橋源一）

次に、佐藤剛大君を多賀城市農業委員会委員として推薦することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認め、さよう決めます。

以上、板橋恵一議員並びに佐藤剛大君を多賀城市農業委員会委員として推薦することに決しました。

日程第 5 請願・陳情

○議長（石橋源一）

日程第 5、請願・陳情に入ります。

陳情第 1 号「ソニー仙台テクノロジーセンターの事業縮小計画の見直し、従業員の雇用維持に関する陳情書」、以上の陳情が提出されておりますので、その写しを配付いたしました。

この際、朗読は省略いたします。

以上で、陳情の報告といたします。

日程第 6 閉会中の継続調査について

○議長（石橋源一）

日程第 6、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

閉会中の継続調査につきましては、各常任委員長、議会運営委員長及び東日本大震災調査特別委員長から、会議規則第 63 条の規定に基づきお手元に配付しております事件について、各常任委員会及び議会運営委員会については議員の任期まで、東日本大震災調査特別委員会については平成 23 年第 3 回定例会まで、閉会中の継続調査としたい旨申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長及び東日本大震災調査特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長及び東日本大震災調査特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

○議長（石橋源一）

次に、各組合等議会の報告をいたします。

各組合等議会の報告はお手元に配付した文書のとおりであります。

この際、朗読は省略いたします。

これをもって各組合等議会の報告を終わります。

○議長（石橋源一）

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。

これにて平成 23 年第 2 回多賀城市議会定例会を閉会をいたします。

御苦労さまでございました。

午後 2 時 52 分 閉会

以上、地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 23 年 6 月 28 日

議 長 石橋 源一

署名議員 阿部 五一

同 小嶋 廣司